

平成19年第3回市会定例会

都市経営・行政運営調整委員会

(平成19年9月21日開催)

要 求 資 料

市第34号議案

「横浜市長の在任期間に関する条例の制定」関連

- 1 他自治体における多選制限条例の状況・・・・・・・・資料1
- 2 都市経営・行政運営調整委員会記録・・・・・・・・資料2
(18年12月市第74号「横浜市長の在任期間に関する条例の制定」関連部分)
- 3 首長の多選に関する公認・推薦基準等・・・・・・・・資料3

都 市 経 営 局

(平成19年9月27日)

1 他自治体における多選制限条例の状況

(1) 多選制限条例を制定している他自治体： 9自治体 (制定順)

自治体名			制定時期	特徴
1	東京都	杉並区	平成 15 年 3 月	
2	神奈川県	川崎市	平成 15 年 7 月	現職のみ適用 (条例失効：平成 25 年 11 月 18 日)
3	大分県	中津市	平成 15 年 12 月	
4	埼玉県	—	平成 16 年 8 月	現職のみ適用 (公布の日に知事の職にある者に適用)
5	東京都	中野区	平成 17 年 3 月	
6	神奈川県	綾瀬市	平成 17 年 3 月	現職のみ適用 (公布の日に市長の職にある者に適用)
7	埼玉県	松伏町	平成 17 年 9 月	現職のみ適用 (公布の日に町長の職にある者に適用)
8	大阪府	柏原市	平成 18 年 3 月	
9	徳島県	阿南市	平成 19 年 6 月	現職のみ適用 (条例失効：平成 27 年 12 月 6 日)

(2) 多選制限条例の制定に至らなかった他自治体

自治体名			時 期	特徴
1	秋田県	—	平成 9 年	「禁止条例」を検討していたが、自治省 (当時) から憲法・法律上疑義があるとの 見解が示され、提案を断念。
2	長野県	—	平成 14 年 12 月 平成 15 年 7 月	「自粛条例」を提案 → 審議未了廃案 「自粛条例」を再提案 → 否決
3	宮崎県	—	平成 18 年 3 月	「自粛条例(現職のみ)」を提案 → 否決
4	群馬県	安中市	平成 18 年 6 月	「自粛条例」を提案 → 否決

(3) 現在、条例を審議している他自治体

神奈川県、東京都大田区

(4) 神奈川県の状況

平成 17 年 12 月 「自粛条例(現職のみ適用)」を提案 → 否決

平成 18 年 12 月 「禁止条例」を提案 → 否決

平成 19 年 9 月 「禁止条例」を再提案

【参 考】平成 19 年第 3 回県議会日程

9 月 19 日(水) 本会議 議案質疑

10 月 2 日(火)、3 日(水)、9 日(火) 総務企画常任委員会 議案審査予定

10 月 12 日(金) 本会議 最終日

杉並区長の在任期間に関する条例

平成十五年三月十七日

条例第三号

(目的)

第一条 この条例は、杉並区長（以下「区長」という。）が杉並区（以下「区」という。）を統轄し、予算の調製及び執行、職員の任免その他の権限を行使する地位にあることにかんがみ、区長の在任期間について必要な事項を定めることにより、高い倫理観や資質を有する場合においても、その者が長期にわたり区長の職にあることに伴う弊害を生ずるおそれを防止し、もって区政運営の活性化及び区の自治の更なる進展を図ることを目的とする。

(区長の在任期間)

第二条 区長は、通算して三任期（各任期における在任期間が四年に満たない場合もこれを一任期とする。）を超えて在任することのないよう努めるものとする。

2 区長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあったことにより告示された当該区長の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該退職の申立てに係る選挙の直前及び直後の任期を併せて一任期とみなして前項の規定を適用する。

(区長在任中の責務)

第三条 区長は、その職務が区民から負託された公務であることを自覚し、在任期間中区の最高規範たる杉並区自治基本条例（平成十四年杉並区条例第四十七号）の定めるところにより、全力を挙げて区民等の福祉の増進を図り、区政に対する区民の信頼を確保するよう努めなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成十一年四月二十七日前の区長の任期は、通算しない。

川崎市長の在任の期数に関する条例

平成 15 年 7 月 4 日

(現職のみ適用)

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、民主的で能率的な行政の確保及び行政に対する市民の信頼の確保が基本となる地方公共団体において、幅広い事務に関する権限が集中する長の地位に一人の者が長期にわたり就くことにより生じるおそれのある弊害を防止するため、市長の在任の期数について定め、もって清新で活力に満ちた市政運営を確保し、その硬直化を防ぐことを目的とする。

(在任の期数)

第 2 条 川崎市長の職にある者は、連続して 3 期（各任期における在任期間が 4 年に満たない場合もこれを 1 期とする。）を超えて在任しないよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成 25 年 11 月 18 日限り、その効力を失う。

(大分県)

中津市長の在任期間に関する条例

平成 15 年 12 月 22 日

中津市条例第 49 号

(目的)

第 1 条 この条例は、民主的で能率的な行政の確保及び行政に対する市民の信頼の確保が基本となる地方公共団体において、幅広い事務に関する権限が集中する長の地位に 1 人の者が長期にわたり就くことにより生じるおそれのある弊害を防止するため、中津市長（以下「市長」という。）の在任期間について定め、もって清新で活力に満ちた市政運営を確保し、その硬直化を防ぐことを目的とする。

(在任期間)

第 2 条 市長の職にある者は、その職に連続して 3 任期（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 140 条第 1 項の規定による任期を 1 任期として算定する。）を超えて在任することのないよう努めるものとする。この場合において、各任期における在任期間が 4 年に満たない場合は、これを 1 任期とみなす。

2 市長の職の退職を申し出た者が、当該退職の申立てがあったことにより告示された当該市長の選挙において当選人となり引き続き市長の職に就くこととなる場合においては、当該退職の申立てに係る選挙の直前及び直後の任期を併せて 1 任期とみなして前項の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県知事の在任期間に関する条例

(現職のみ適用)

平成十六年八月三日

条例第五十二号

埼玉県知事の在任期間に関する条例をここに公布する。

埼玉県知事の在任期間に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、知事が幅広い権限を有する地位にあることにかんがみ、知事の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生ずるおそれのある弊害を防止するため、知事の在任期間について定め、もって清新で活力のある県政の確保を図ることを目的とする。

(在任期間)

第二条 知事の職にある者は、その職に連続して三期（各期における在任期間が四年に満たない場合も、これを一期とする。）を超えて在任しないよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日に知事の職にある者について適用する。

(東京都)

中野区自治基本条例

平成 17 年 3 月 28 日

条例第 20 号

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

(区長の役割及び在任期間)

第 7 条 区長は、区民の信託にこたえ、区の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行わなければならない。

2 活力ある区政運営を実現するため、区長の職にある者は、連続して 3 期(各任期における在任期間が 4 年に満たない場合もこれを 1 期とする。)を超えて在任しないよう努めるものとする。

3 前項の規定は、立候補の自由を妨げるものと解釈してはならない。

(神奈川県)

綾瀬市長の在任期間に関する条例

(自身限り)

平成 17 年 3 月 25 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、民主的で効率的な行政の確保及び行政に対する市民の信頼の確保が基本となる地方公共団体において、幅広い事務に関する権限が集中する長の地位に一人の者が長期にわたり就くことにより生じるおそれのある弊害を防止するため、綾瀬市長(以下「市長」という。)の在任期間について定め、もって清新で活力に満ちた市政運営を確保し、その硬直化を防ぐことを目的とする。

(在任期間)

第 2 条 市長の職にある者は、その職に連続して 3 任期(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 140 条第 1 項の規定による任期を 1 任期として算定する。)を超えて在任することのないよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日に市長の職にある者について適用する。

(埼玉県)

松伏町長の在任期間に関する条例

(現職のみ適用)

平成 17 年 9 月 20 日

条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町長が町の事務の管理及び執行に関し幅広い権限を有する地位にあることにかんがみ、町長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生ずるおそれのある弊害を防止するため、町長の在任期間について定め、もって町政運営の活性化及び町の更なる進展を図ることを目的とする。

(在任期間)

第 2 条 町長の職にある者は、その職に連続して 3 期(各期における在任期間が 4 年に満たない場合も、これを 1 期とする。)を超えて在任しないよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日に町長の職にある者について適用する。

(大阪府)

柏原市長の在任期間に関する条例

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市長が幅広い権限が集中する地位にあることにかんがみ、市長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生ずるおそれのある弊害を防止するため、市長の在任期間について定め、もって清新で活力のある市政運営を確保し、その硬直化を防ぐことを目的とする。

(在任期間)

第 2 条 柏原市長の職にある者は、連続して 3 任期(各任期における在任期間が 4 年を満たない場合もこれを 1 任期とする。)を超えて在任しないよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(徳島県)

阿南市長の在任期間に関する条例

(現職のみ適用)

平成 19 年 6 月 29 日

阿南市条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、民主的で能率的な行政の確保及び行政に対する市民の信頼の確保が基本となる地方公共団体において、幅広い事務に関する権限が集中する長の地位に同一の者が長期にわたり在任することにより生じるおそれのある弊害を防止するため、阿南市長(以下「市長」という。)の在任期間について定め、もって清新で活力に満ちた市政運営を確保し、その硬直化を防ぐことを目的とする。

(在任期間)

第 2 条 市長の職にある者は、その職に連続して 3 任期(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 140 条第 1 項の規定による任期を 1 任期として算定する。)を超えて在任することのないよう努めるものとする。この場合において、各任期における在任期間が 4 年に満たない場合もこれを 1 任期とみなす。

2 市長の職の退職を申し出た者が、当該退職の申立てがあったことにより告示された当該市長の選挙において当選人となり引き続き市長の職に就くこととなる場合においては、当該退職の申立てに係る選挙の直前及び直後の任期を併せて 1 任期とみなして前項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、平成 27 年 12 月 6 日限り、その効力を失う。

都市経営・行政運営調整委員会記録（抜粋）

平成 18 年 12 月市第 74 号

「横浜市長の在任期間に関する条例の制定」関連部分

- (1) 平成 18 年 12 月 15 日（金）開催
- (2) 平成 18 年 12 月 18 日（月）開催
- (3) 平成 18 年 12 月 19 日（火）開催
- (4) 平成 18 年 12 月 21 日（木）開催

◇出席委員	12人		
委員長	田中忠昭君（自民党）		
副委員長	飯沢清人君（民主党）	副委員長	牧嶋秀昭君（公明党）
委員	加藤龍昭君（自民党）	委員	木村久義君（公明党）
委員	田野井一雄君（自民党）	委員	大貫憲夫君（共産党）
委員	山田一海君（自民党）	委員	米盛裕子君（ネット）
委員	片桐紀子君（民主党）	委員	太田正孝君（無所ク）
委員	中島憲五君（民主党）		
◇欠席委員	なし		

△市第74号議案の審査

○（田中委員長） それでは議題に入ります。

初めに、市第74号議案を議題に供します。

市第74号議案 横浜市長の在任期間に関する条例の制定

○（田中委員長） 当局の説明を求めます。

◎（深川都市経営局長） 市第74号議案横浜市長の在任期間に関する条例について御説明させていただきます。

議案書の19ページをごらんください。

この条例は、横浜市長の職にある者は、その職に連続して3期を超えて在任しないものとするといった旨を定めようとするものでございますが、まず初めに、19ページの下段から20ページにかけてごらんください。

提案理由ですが、幅広い権限を有する市長の職に同一の者が長期にわたり在任することに伴い発生するおそれのある弊害を防止するため、自治体の自主性・自律性及び市長権限の時間的分権の観点から、市長の在任期間について定め、もって将来にわたって清新で活力ある市政を確保することを目的として、本条例を制定しようとするものでございます。

19ページにお戻りください。

条例案の構成ですが、本則は2つの条で構成しております。

第1条は目的についての条文ですが、その内容については提案理由と同一の趣旨でございますので、説明は省略させていただきます。

第2条ですが、市長の在任期間について定めた条文でございます。

第1項として、市長の職にある者は、連続して3期、各任期における在任期間が4年に満たない場合もこれを1期とする、を超えて在任しないものとするとして定めております。

3期とした理由ですが、仕事の内容、性格によっては、成果を得るまでに10年程度かかるものもあることや、あるいは自民、民主、公明などの各政党におきましても公認・推薦の基準を3期までとしていることなどから、本条例においても3期までといたしました。

続きまして、連続してとした理由ですが、多選の弊害として一般的に言われておりますことの中には、行政が硬直化する、あるいは首長への追従的な行動が蔓延するといったことがございます。

これらにつきましては、任期が連続しないことにより、言いかえれば、ほかの首長が間に入ることにより、おのずと弊害の発生が抑制されるものもありますので、連続してとしたものでございます。

次に、在任しないものとするという表現とした理由についてですが、これまで総務省が一貫して、多選禁止条例を制定することは、公職選挙法に抵触するとの見解を示していることに一定の配慮を行いまして、3期を超えて在任することができないという明確な禁止の表現を避けまして、3期を超えて在任しないものとするという表現にしたものでございます。

次に、括弧書きで、各任期における在任期間が4年に満たない場合もこれを1期とするという注記を加えた理由ですが、これは地方自治法に定められております長の解職請求あるいは長に対する不信任の議決などにより、在任期間が4年に満たずに失職するケースも出てまいりますので、この一文を注記として加えたものでございます。

第2項の定めについてですが、本規定は、公職選挙法第259条の2、地方公共団体の長の任期の起算の特例の定めによりまして、長が退職を申し出た選挙において、同一の者が当選人となった場合において、その者の任期は当該選挙がなかったものとして任期を起算する、言い換えれば、当該選挙の前後の任期を合わせて1任期とするということになっておりますので、その規定に合わせたものでございます。

公職選挙法の関係条文を、お手元にお配りしております参考資料の1として入れておりますので、後ほど御参照ください。

最後に附則として、施行期日につきましては公布の日からとしております。

次に、お手元に配付しております参考資料をおめくりいただきまして、資料2をごらんください。

1の多選制限に関する条例の制定状況についてですが、平成15年3月の杉並区の条例を初めとして、私どもの調べでは、これまで8つの自治体が条例を制定しております。これらはいずれも首長個人に努力義務を課したいいわゆる自粛条例となっております、これらのうち川崎市など4つの自治体の条例は、現職のみに適用される条例となっております。

2の他自治体の条例についてですが、3つの自治体の条例及び条例案について御説明いたします。

まず、全国で初めて成立しました杉並区の条例ですが、杉並区は、通算して3任期を超えて在任することのないよう努めるものとするという規定になっておりまして、連続してというよりも、ある意味で厳しい規定になっております。

埼玉県条例ですが、連続して3期を超えて在任しないよう努めるものとするという規定になっておりまして、これまで成立しているほかの自治体の条例は、おおむね同様の規定となっております。また、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、同日に知事の職にある者について適用すると規定しておりまして、現職限りに適用される条例となっております。

次に、神奈川県がこの12月議会に提案しております条例案についてですが、この条例案では、引き続き3期を超えて在任することができないというように、明確な禁止の規定となっております。

先ほども御説明いたしましたとおり、本市の条例案は、在任しないものとするという規定にしておりまして、その性格としましては、これまで成立しております埼玉県などの条例及び神奈川県の条例案のいずれとも異なるものでありまして、明確な禁止条例ではないものの、単なる努力規定にとどまらない、横浜市としての原則あるいは方針を宣言した性格の条例案としたところでございます。

○（田中委員長）これは重要案件でございますので、本日は、各党派より資料請求等がございましたら、逐次資料の要求をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◆（山田委員）市第74号議案について、今当局から説明がございました。非常に重要な問題でございまして、言葉のあやとか、いろいろありますので、資料請求をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、過去3度の国会での法改正案の審議内容がありましたら、それをお願いしたい。

もう1件ですが、過去の国会での大臣等の発言の抜粋をお願いいたします。

3番目に、憲法の関連部分の抜粋をお願いします。

4番目に、公職選挙法の関連部分の抜粋をお願いしたいと思います。

5番目が、知事、市長を対象としたアンケート調査結果。ここ数年の調査で、わかる部分をお願いしたいと思います。それと、知事、市長の当選回数をお願いしたいと思います。

それから、最近のトップが関連した不詳事例。いろいろ不詳事事件が起きているわけでございますので、その不詳事例がありましたら、資料としていただきたいと思います。何はともあれ、今神奈川県議会でも4選禁止を目指して選挙対策をやっているところもいろいろありますので、この資料をぜひ提出願いたいと思っております。

◆（片桐委員） 民主党ヨコハマ会としましては、7項目ほどございます。

1項目めに、12月、今月設置されました市長の多選問題に関する調査研究会について。

2項目めとしまして、先ほど条例の制定状況の資料を出していただいたのですけれども、否決されたところも含めて、ほかの自治体における多選禁止に向けた取り組み状況をお願いします。

3項目めとして、地方分権推進委員会第2次勧告について、平成9年のものをお願いいたします。

4項目めとしては、多選をめぐるこれまでの動きをお知らせいただければと思います。

5項目めとしましては、ここ数年における国民を対象としたアンケート調査の結果。

6項目めとしましては、外国の大統領、市長の多選禁止の事例。州知事などを含めてお願いしたいと思っております。

7番目めとしましては、被選挙権に関する過去の判例。多選禁止条例が今までありませんでしたけれども、これまでどのように判決に位置づけられているのか。こういったことをお願いします。

◆（木村委員） 今、自民党と民主党から出たので、それに重ならないような視点で何点かお願いしたいと思っております。

まず第1点目に、平成11年4月に自治省であった首長多選の見直し問題に関する調査研究会の報告書をお願いしたいと思っております。

次に、川崎市、埼玉県、杉並区、中区など、自粛条例を持つ8自治体の条例文と議会での審議内容の抜粋をお願いしたいと思っております。

3点目には、平成17年に審議した神奈川県状況。その審議内容等と本年度の条例案をお願いしたいと思っております。

4点目に、ことし10月の神奈川県・横浜市・川崎市三首長懇談会の多選に関しての結果概要。

次に、ことし11月の八都県市首脳会議の開催結果。これも多選に関してお願いしたいと思っております。

それから、地方自治法の関連部分の抜粋。

最後に、多選禁止に関する主な識者の発言等がございましたら、お願いしたいと思っております。

以上7点、お願いします。

◆（大貫委員） 私は皆さんの内容で十分です。ただ、1つだけ、多選禁止の理由で弊害の例が出された。その中で市長への追従が蔓延するといったことを挙げられたけれども、その実例を全部。それと、そのときの市長の期数についてもお願いします。

◆（米盛委員） 私どもが考えていたものは既に皆さんのところで提案されましたので、結構です。

◆（大貫委員） 委員長、これは早目にもらえるのですか。

○（田中委員長） できるだけ、土日返上でやってもらおうと思っております。

そのほか資料要求ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） ないようですのでお諮りいたします。

ただいまの資料要求は、委員会としての資料要求とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） それでは、この際、当局より確認を願います。

◎（光田副局長兼政策部長） ただいま市第74号議案に関しまして資料要求がございましたので、御確認をさせていただきます。

自由民主党山田委員から、過去3度の国会での法改正案の審議内容についてということでございました。それから過去の国会での大臣等の発言の抜粋、それから憲法の関連部分の抜粋、公職選挙法の関連部分の抜粋、それから知事、市長を対象としたアンケート結果、それから知事、市長の当選回数、それから最近のトップが関連した不詳事例、以上7件でございます。

民主党ヨコハマ会の片桐委員からは、市長の多選問題に関する調査研究会について。それから否決されたものも含めて、他自治体における多選禁止に向けた取り組み状況ということでございます。それから地方分権推進委員会の第2次勧告、これは平成9年ということでございました。それから多選

をめぐるこれまでの動き、それから国民を対象としたアンケート調査結果、それから外国の大統領、首長の多選禁止の事例、それから被選挙権に関する過去の判例、以上7点でございました。

公明党の木村委員からは、首長多選見直し問題に関する調査研究会の報告書でございます。それから自粛条例を持つ8自治体の条例文と議会の審議内容の抜粋ということでございます。それから神奈川県で平成17年の審議内容等、それから本年度の条例案ということでございました。それから今年10月の神奈川県・横浜市・川崎市三首長懇談会の結果概要、この多選の関連部分ということでございます。それから今年11月の八都県市首脳会議の開催結果。これも多選関連部分に関して。それから地方自治法の関連部分の抜粋、それから多選禁止にかかわる主な識者の発言等、以上7件でございました。

日本共産党の大貫委員から、市長への追従の実例と、そのときの市長の期数もあわせてということでございます。

合わせて22件でございます。御確認をお願いします。

○（田中委員長） 委員の皆さんにおかれましては、資料については以上のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） それでは、当局におかれましては質問者の意に沿って資料作成をお願いいたします。

この際、お諮りします。

本件につきましては、資料要求等もあり、さらに慎重審査を要するものと思われまますので、本日のところは継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 御異議ないものと認め、さよう決定させていただきます。

なお、次回の委員会の日程につきましては、後ほど御相談させていただきます。

この際、お諮りいたします。

都市経営局関係の議題がまだ残っておりますが、本日の審査はこの程度にとどめ、次回の委員会において審査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 御異議ないものと認め、さよう決定させていただきます。

以上で都市経営局関係の審査は終了しましたので、当局の交代を求めます。

◇出席委員	12人		
委員長	田中忠昭君（自民党）		
副委員長	飯沢清人君（民主党）	副委員長	牧嶋秀昭君（公明党）
委員	加藤龍昭君（自民党）	委員	木村久義君（公明党）
委員	田野井一雄君（自民党）	委員	大貫憲夫君（共産党）
委員	山田一海君（自民党）	委員	米盛裕子君（ネット）
委員	片桐紀子君（民主党）	委員	太田正孝君（無所ク）
委員	中島憲五君（民主党）		
◇欠席委員	なし		

△市第74号議案の審査

○（田中委員長） 都市経営局関係の審査に入ります。

前回に引き続き、市第74号議案を議題に供します。

市第74号議案 横浜市長の在任期間に関する条例の制定

○（田中委員長） 前回の委員会で要求しました資料が提出されておりますので、当局の説明を求めます。

◎（深川都市経営局長） 前回、12月15日の常任委員会で要求のありました資料について御説明させていただきます。

表紙をおめくりいただき、要求資料項目一覧ですが、自由民主党から7点、民主党ヨコハマ会から7点、公明党から7点、日本共産党から1点、合計22点の資料要求がございました。

1ページをお開きください。それぞれ各会派からの要求資料、関連する項目ごとに、1、多選禁止をめぐるこれまでの経過、国の動き、見解等5つの分野で整理させていただきました。

なお、要求いただきました資料は全部で22件ですが、作成の都合上、資料自体は全体として左にあります20項目でまとめております。右側の各党要求資料の該当番号としては全部で22項目の内容で、それぞれの資料名の右側に要求資料該当番号を記載してありますので、御参考にしていただければと思います。

それでは、資料の1ページをごらんください。

この資料は、多選をめぐる動きをまとめたものです。昭和29年、昭和42年、平成7年と過去3回の多選禁止の法案が国会に提出されておりますが、憲法で保障する法の下での平等や職業選択の自由に抵触するおそれがあるとして、いずれも廃案になっております。

その後、平成9年に秋田県の寺田知事が多選禁止条例を公約に掲げ当選されましたが、旧自治省との協議において多選禁止条例は公職選挙法に抵触するとされまして、条例の制定を断念されております。

平成11年、旧自治省が有識者による首長多選の見直し問題に関する調査研究会を設置し、多選の問題を検討しておりますが、その中で立候補の自由の必要最小限の制約は憲法上も立法政策上も十分考慮されてよいと、多選制限は承認できるとする報告書を取りまとめております。

裏面をごらんください。平成15年の杉並区を皮切りに、努力規定を盛り込んだ自粛条例を制定する自治体が出てまいりまして、私どもの調べではこれまでに8つの自治体で自粛条例が制定されております。

最近の動きでは、知事の不祥事問題が相次いだこともあり、本年11月になりまして、国が有識者研究会を立ち上げ、多選問題を検討することを表明し、12月1日に初会合を開催して、半年程度で一定の方向性を出すとしております。

また、12月14日には自民党が知事と政令市長の多選制限に向けて、改正法案を次期通常国会に提

案する方針を固めたという報道があります。

次に、資料2をおめくりください。過去3度行われました国会での法改正審議内容でございます。

昭和29年、昭和42年、平成7年、いずれも議員の提案で、昭和29年におきましては、都道府県知事の連続3選禁止など主要8項目について、公職選挙法の一部改正案が提案されております。

主な審議内容ですが、資料の中ほどにある昭和29年5月24日の地方行政委員会の概要についてお示ししております。

まず、提案者と議員の間におきまして、当時多選の弊害として指摘されておりました在職中の選挙活動が横行といったことの実事の確認、あるいは法規制による弊害の抑制効果などの議論が交わされた後に、憲法第14条に規定されております法の本質の平等、第22条の職業選択の自由、第44条ただし書にある選挙の平等への抵触の可能性が論点となっております。当時の参議院法制局長は、制度的に当然弊害が認められる場合は、公共の福祉の観点においては多選制限は合理的だが、その必要性の判断については、事例の蓄積が必要として、具体的な法学的な判断を避ける答弁をしております。

以後、9月ごろまでは審議は継続いたしましたが、憲法第44条との関係において適当ではないという見解が参議院の法制局長から示され、その結果として、議員提案については審議未了、廃案となっております。

その後、昭和42年には知事の連続4選を禁止する公職選挙法の一部改正案、さらに平成7年には知事及び指定都市市長の連続4選禁止等のための地方自治法の一部改正案が提案されておりますが、いずれも審議未了、廃案とされております。

実際の審議内容につきましては、以降のページにつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、資料3をお聞かせください。過去の国会での大臣等の発言抜粋について説明いたします。

先ほど御説明した昭和20年代から現在までいろいろ議論は続いておりますが、ここでは近年の動きとして、小淵内閣から現在の安倍内閣に至るまでの主な大臣の発言をそれぞれ国会の会期別に取りまとめております。

まず、小淵内閣におきましては、公職選挙法の規定上、多選禁止を条例で自由に定めることはできない。公職選挙法の改正については、それぞれ各政党間の議論が必要である。一方で多選禁止は地方分権推進計画でも検討課題とされており、学識経験者による調査研究を行うという見解が示されております。

続きまして、小泉内閣における見解ですが、平成13年10月の参議院総務委員会の片山元総務大臣、平成14年3月の参議院予算委員会の小泉元総理の答弁におきまして、方向性として多選禁止を容認する見解が示されている一方、平成13年11月の衆議院総務委員会での山名元総務大臣政務官答弁では、条例による多選禁止の規定はできないという見解。また平成14年12月の参議院選挙制度に関する特別委員会における片山元総務大臣の答弁でも、法律による禁止規定について疑義が示されております。

なお、この片山元総務大臣の答弁では、地方による多選自粛条例の試みを評価する発言も見られるほか、平成17年1月の参議院本会議では、小泉元総理も地域住民の考えるべきことという地方の主体性を尊重する見解を示されております。

資料の裏面にまいりまして、安倍内閣における見解でございます。この中から菅総務大臣の主な発言を御紹介しますと、まず10月26日の衆議院総務委員会で、過去の経緯も踏まえ慎重に検討すべき問題としながらも、アメリカの大統領制を参考に考える必要があるとの見解を示されております。

また、11月7日の衆議院総務委員会では、これまでの政府見解を引き続き法制化についてはさまざまな問題があると述べる一方で、同じ11月15日の衆議院特別委員会では、各党も多選の考え方を示す中、国としても基本的な考え方が必要な時期としまして、資料の一番下、11月29日の参議院特別委員会の答弁でございますように、憲法への抵触問題や任期、多選の判断基準を検討する調査研究会を発足して、12月1日に第1回の会議が開かれました。

また、11月28日の衆議院総務委員会では、安倍総理も答弁されておきまして、不祥事が起こりに

くい仕組みを考える必要がある。調査研究会に期待するとお答えになっています。調査研究会につきましては、後ほど資料で御説明いたします。詳しくは以降のページをごらんください。

続きまして、資料4をごらんください。秋田県など独自に多選を制限する条例をつくらうとする自治体が出てまいりましたところに、多選禁止の制度化の検討を求める発言がさまざまな主体から出てまいりました。その一つが地方分権推進委員会第2次勧告でございます。平成7年7月に設置されました諸井委員長とする地方分権推進委員会は、地方分権の推進に関する基本的事項について調査、審議しまして、具体的な指針について内閣総理大臣に勧告するものです。

1枚めくっていただきまして、右側の第6章地方公共団体の行政体制の整備・確立の7つ目にある首長の多選の見直しで触れられております。アンダーラインにありますように、首長の選出に制約を加えることの憲法上の可否を十分吟味した上で、地方公共団体の選択により多選の制限を可能とする方策を含めて幅広く検討するという勧告が出されております。

続きまして、資料5でございます。首長の多選問題に関する調査研究会の資料をまとめたものです。

菅総務大臣は、11月14日に有識者研究会を立ち上げ、憲法上の問題等を検討して、6カ月、おおむね半年程度で一定の方向性を出すという発言でございます。そして明治大学法科大学院の高橋教授を座長とする研究会が12月1日に設置されました。

この研究会での資料として、平成11年度の旧自治省の首長の多選の見直し問題に関する調査研究会報告書があわせて添付されております。

報告書の主な内容は、真ん中の表でお示ししております。

なお、研究会の資料は次ページ以降につけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、資料6をごらんください。多選をめぐる憲法、法律上の争点等についてまとめたものです。

主な争点として二つ上げられると考えられますが、まず、憲法の保障する基本的人権との関係で、多選制限を加えることが職業選択の自由に対する制約である。政治的、社会的な差別でもあるため、法の下での平等に反し、憲法で保障された基本的人権を侵害するか否かということでございます。

もう一つは公職選挙法との関係、憲法及び地方自治法で定める条例制定権との関係でございます。公職選挙法で定められた被選挙権に制限を加えることから、法律に抵触するか否か、また条例で法律以上に厳しい制限を課することが憲法、地方自治法の定める条例制定権の趣旨あるいは範囲を逸脱するか否かということが考えられます。

なお、争点に関連する条文ですが、1枚おめくりいただきまして、憲法に関連条文を抜粋して記載しております。第14条、第15条、第22条、第44条、第92条、第93条、第94条の関連条文でございます。

資料7ですが、この条文は地方自治法上の多選禁止に関する争点の関連条文で、17条以下4つの条文を記載しております。

さらに、資料8には、公職選挙法上の関連条文、第10条、第11条、第11条の2を抜粋したものを掲載しております。後ほど御参照いただければと思います。

資料9ですが、いまだ多選禁止に直接言及した判例は実はございませんので、被選挙権に関する過去の判例について御説明いたします。

まず、昭和30年2月の公職選挙法違反事件における最高裁の判例がございます。この事件は公職選挙法違反の罪を犯した者が、一般犯罪の処刑者と選挙犯罪の処刑者との間において、選挙権、被選挙権停止の処遇について差異のあることは、憲法の保障する基本的人権をおかすものである。よって、公職選挙法252条第1項及び第3項の規定は、ともに日本国憲法に違反するものであると主張したものでございます。この判決の中で最高裁は、選挙権については国民主権につながる重大な基本権であると言えようが、被選挙権は権利ではなく、権利能力であり、国民全体の奉仕者である公務員となり得べき資格であるとしております。

次に、昭和43年12月の公職選挙法違反事件における最高裁の判例でございます。事件の概要にあ

りますが、この事件は、労働組合が地方議員の選挙にあたり統一候補を決定したことを受け、その選に漏れた別の組合員が立候補する旨の意思を表明したために、組合が再三にわたり立候補を断念するように説得したが、それを受け入れられないため、統制違反者として処分したという内容のものでございます。

この判決の中で最高裁は、憲法第15条第1項は、被選挙権者、特に立候補の自由について直接には規定してないが、これもまた同条同項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである。

また、公職選挙法における立候補の自由は、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利であるから、これに対する制約は特に慎重でなければならず、その必要性と立候補の自由の重要性に考慮して、その許否を決すべきであるとしております。

次に、平成14年7月の選挙無効確認請求事件の最高裁の判例でございます。

事件の概要ですが、村長選挙において、現職の村長が選挙の管理執行において密接に関連する戸籍謄抄本の交付事務についての権限を濫用し、ほかの立候補予定者が立候補届出書に添付すべき戸籍抄本の交付を受けることを妨げて、同人の立候補することを妨害し、自ら無投票当選を果たし、立候補を妨害されたものが、本件選挙を無効とすることを求めたものでございます。

この判決の中で最高裁は、単に特定の立候補予定者の立候補を阻止したにとどまらず、自ら無投票により当選人となることによって、選挙人全般がその自由な判断により投票する機会を完全に奪ったものというべきであるとしております。この判例につきましても、被選挙権が基本的人権であるとするれば、被選挙権を侵害したという論理構成が自然であるところ、選挙人の投票の機会を奪ったという論理構成になっておりまして、このことは被選挙権が基本的人権ではないということを示したものと見る意見もございませう。

いずれにしても、被選挙権については基本的人権である、あるいは単なる資格要件であるといったさまざまな議論がございませう。

続きまして、資料10をごらんください。他の自治体における多選禁止に向けた取り組み状況でございます。

資料にある表は、条例の成否に分けた上で、各自治体の取り組み状況を時系列に並べたものです。

平成15年3月、杉並区が全国で初めて自粛条例を成立させました。

続きまして、川崎市が同年7月に現職のみ適用する条例を成立させております。

その後、大分県中津市、神奈川県城山町、埼玉県、中野区、綾瀬市、埼玉県松伏町という形で条例が成立し、全国8自治体で自粛条例が適用されております。

なお、8自治体のうち先ほどの川崎市を含め4自治体は現職のみ適用の自粛条例となっております。

条例制定まで至らなかった自治体として、秋田県では平成9年に禁止条例制定の検討を始めましたが、その当時の自治省の公職選挙法に抵触するとの見解を受け、条例の制定を断念したところでした。

その後、長野県、神奈川県、宮崎県、群馬県安中市で議会に提案されましたが、いずれも否決されております。

次に、資料11の自粛条例を持つ8自治体の条例文と議会での審議内容抜粋をごらんください。

杉並区ほか8自治体の左が条文、右が主な審議内容です。

裏面をごらんいただきますと、条例制定が否決された自治体での条文及び主な審議内容でございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、資料12、神奈川県の状況でございます。平成17年12月神奈川県議会定例会におきまして審議状況について、県議会のホームページ議事録から抜粋したところでございます。

本条例案は、連続して3期を超えて在任しないよう自粛する旨の条例ですが、これに対しまして、憲法14条の法の下での平等や地方自治法第19条の議員及び被選挙権等に抵触するのではないかと、あるいは松沢知事だけに限った個人的な考え方を条例にまでもすることに疑問という意見が述べられております。本条例につきましても、自民党、県政21・県民の会、公明党、共産党の反対で否決されております。

資料下段に本年 12 月に提案されております神奈川県知事の在任期間に関する条例案の抜粋を記載してございます。次ページ以降、議事録をつけておりますので、後ほどごらんください。

続きまして、資料 13、知事・市長を対象としたアンケート調査結果についての資料でございます。

まず、毎日新聞社が、全国知事緊急アンケートとして本年 11 月に実施したアンケート調査でございます。多選の弊害はあるかという設問に対し、約半数の 22 人の知事が何らかの弊害があると答えました。弊害とは無関係と答えた知事 10 人を大きく上回る結果となっております。このほか望ましいと考える任期については、3 期ないし 4 期までとすると回答した知事が 12 人、法律による任期制限の必要性については、不必要との回答が 18 人で 4 割を占め、必要と回答した者は 3 人という結果になっております。

次に、日本経済新聞社の研究機関、日経産業消費研究所が発行する日経グローバルという雑誌において、第 2 次地方分権改革への対応方針についてのテーマでアンケートを行ったものです。

4 選以上の出馬は自粛すべきが 4 自治体で 6 %、首長個人の判断にゆだねるべきが 13 自治体で 21 %、分権改革と多選は関係ないが 14 自治体、23 %となっております。またその他の意見としては、多選の判断は有権者が選挙で行うべき、あるいは多選の判断基準が不明確、多選制限は地方が条例で制定すべきなどの意見がありました。

次に、資料 14 をごらんください。国民を対象としたアンケート調査結果でございます。

まず、読売新聞社が全国世論調査として平成 15 年 2 月に実施した調査結果でございます。首長の任期を制限する必要があると思うかどうかという設問に対して、何らかの制限が必要と答えた割合が 78 %、制限する必要はないが 18.2 %となっております。

次に、産経新聞社のアンケートでございます。多選による弊害はあると思うかという質問に対して、イエスが 92 %、ノーが 8 %、多選に制限は必要だと思いますか、イエス 86 %、ノーが 14 %、法律で多選を制限すべきか、イエス 69 %という内容になっております。

それから、神奈川県の実民アンケート、平成 18 年 1 ~ 2 月に行ったものです。知事の高選を自粛する必要があると思うか、必要と思うが 54.7 %、高選の自粛について県議会で議論されたことを知っているか、知っているが 53.3 %、在職期間については、1 期が 10.7 %、一番多いのが 3 期で 42.3 %という内容になっております。

続きまして、資料 15、高選禁止に関する主な識者の発言等について、最近の新聞報道から抜粋して、時系列に記載したものです。新聞紙上にはさまざまなコメントが出されておりますが、おおむね共通して首長が長い間在職すれば不祥事の温床になりやすいという高選の弊害を挙げて、市民や議会による監視の機能を強化すべきという指摘がなされております。

特に、高選制限との関係で申し上げますと、上から 2 つ目、制限することに賛成する意見として、村尾関西学院大学教授が 2 期 8 年で十分、アメリカの大統領でも 2 期 8 年であり、3 期 12 年でも長いという御意見。

裏面にまいりまして、9 番目の大沢慶応大学教授は、高選はシステムの腐敗を招きやすい。制限の範囲など法制化に向けた具体的な議論が必要というコメントをされております。

また、逆に高選制限の法制化に対する慎重な意見としては、8 番目の片木早稲田大学教授ですが、高選の弊害を指摘した上で、すぐ法制化すべきではなく、地方分権の時代には自治体ごとに条例で決めるのがいいというコメントをされております。

高選を制限する手法だけでは十分とは言えないという意見として、6 番目の北川早稲田大学教授は、最後は有権者の判断にゆだねるべき、議会の監視機能の強化が必要。

また、7 番目の小西関西学院大学教授は、高選禁止だけで首長の不祥事防止を議論できない。住民監査請求、議会の監視だけでなく、より具体策の議論が必要。

11 番目、森田東京大学教授は、高選禁止が知事の腐敗を防ぐのに有効かどうか疑問。議会の牽制機能や意思決定の透明度を高めることが必要というさまざまな御意見がございまして。

続きまして、資料 16 をごらんください。知事・市長の当選回数について、平成 18 年 12 月現在の状

況です。

まず、都道府県の状況ですが、和歌山県、宮崎県の両知事が辞職により現在不在となっておりますので、45 都道府県知事についての当選回数が多い順に並べたものです。最多当選回数は5選の島根県知事、高知県知事の2人、4選が茨城県知事など6人、3選が岩手県知事など7人、2選は千葉県知事など9人、1選は北海道知事など21人となっております、4選以上の合計は8人、割合は約18%となっております。

なお、当選回数の平均が2.09回となっております。

次に、政令市、一般市の市長及び特別区の区長の状況ですが、最多当選回数は10選の大阪府貝塚市長、8選が埼玉県蕨市長、6選が山形県寒河江市長など3人、5選は北海道登別市長など13人、4選が東京都稲城市長など34人という状況となっております。

次に、資料17をごらんください。平成18年に入ってからトップが関連した不祥事、あくまで新聞報道に基づいて作成したものです。

まず、7月に岐阜県で裏金問題が梶原前知事、4期のもとで組織的に行われていたことが発覚して、10月に懲戒免職を含め約4,400人にのぼる県職員の処分をしております。

また、10月には福島県で佐藤知事、5期が、県発注のダム工事で建設会社からの利益供与を受けたとして収賄の容疑で逮捕されました。

11月には和歌山県で木村知事、2期が談合容疑で逮捕され、その後、収賄容疑で12月に再逮捕されています。

それぞれ事件概要の欄に、首長への追従的な行動例が出ております。

裏面にいきまして、宮崎県の談合事件ですが、12月に安藤知事の関与が取り沙汰され、議会から不信任決議を受け、みずから辞任しましたが、その後、12月8日に談合容疑で逮捕されました。

そのほか千葉県成田市、北海道深川市でも12月に相次いで市長が逮捕されておまして、平成18年に入って7名の知事、市長が逮捕されております。

続きまして、資料18をごらんください。外国における大統領・首長の多選禁止の事例についてまとめたものです。

まず、大統領、首長ともに多選を禁止している例としては、アメリカにつきましては大統領は3選禁止、州知事については、全50州中38の州で多選禁止を定めておりますが、禁止の内容自体は多種にわたっております。フィリピン、韓国につきましては、大統領は再選禁止、また地方の首長につきましても連続4選を禁止しております。

次に、大統領だけに多選禁止を禁止する例として、ドイツ、アルゼンチン、ロシアにつきましては連続3選禁止、メキシコ、チリ、コロンビアにつきましては再選を禁止する規定となっております。

最後に、首長だけに多選を禁止する例としては、イタリアの県に当たるプロヴィンチア知事に対して、連続して2期を満了した場合は、続いて3期目の被選挙資格を失うという規定となっております。

なお、この資料につきましては、あくまで把握できた範囲のものです。御了承いただきたいと思っております。

次に、資料19、本年10月に川崎市で開催された県・横浜・川崎三首長懇談会の結果概要でございます。

中ほどの2の協議事項の中にアンダーラインで示しましたが、首長在任期間制限を可能にすることなどに取り組みということを共同声明に盛り込んでおります。

次に、資料20をごらんください。横浜市で11月15日に開催された八都県市首脳会議での結果概要です。中ほどの主な決定事項の中にアンダーラインで示しておりますように、多選についても論議し、八都県市首脳が一致して国に働きかけていくこととなりました。会議では資料の一番下にありますように、多選イコール不祥事という短絡的な結び方はおかしいとか、あるいは中央が主、地方が従のような立場で多選問題を法制化することについては賛成しかねる、法律改正で各自治体の状況に応じて条例で定められるように、しかも都道府県と政令市だけでなく、一般の市町村についても適用するよ

うな一般法としてつくるべきだというようなさまざまな意見がございましたが、最終的には全会一致で意見6に記載しております2つの要望内容に集約されたところでございます。

1つは、首長の在任期間を法律により一律に制限するのではなく、条例により制限できることを明確にするよう関係法令を改正する。

2つ目が、条例改正までの間に、各自治体が在任期間を制限するための条例を制定することについては、国として妨げないこととございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

○（田中委員長） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、本日のところは資料の確認程度にとどめさせていただきたいと思っております。

◆（片桐委員） たくさんの資料をありがとうございました。後ほどゆっくり読ませていただきますが、確認させていただきます。

まず、11番目の資料、議会での審議内容の抜粋で否決された自治体ですけれども、否決された理由を読んでみますと、どこの自治体でも多分こういう内容の質問は出たのではないかという内容ですが、背景として、こういう議会は野党が多いということですか。

◎（深川都市経営局長） それぞれの都市における状況は詳しくはわかりませんが、おおむね野党が多いと思っております。

◆（片桐委員） もう1点、資料18の外国における大統領の件ですが、例えばアメリカは条例のようなもので定められているのですか。

◎（深川都市経営局長） 今手元にございませんで、後ほどお調べして御報告いたします。

◆（片桐委員） もう1点、アメリカの州知事で禁止規定なしの12州に、どういう州があるのか教えていただけますか。

◎（深川都市経営局長） 後ほどお調べします。

◆（大貫委員） 最近のトップが関連した不祥事で、市長への追隨行動の事例がありました。私がお願いしたのは、それによって職員が事件を起こしたのは、どういう場合があるのか。例えば横浜市のように、政治資金パーティーの件も、結局追隨行動して事件を起こしたと私は思っています。それから菊池元契約部長が関係した民主党の佐藤行信さんのときも、あれも追隨行動だと。市長の対応をおもんばかって情報を流したと言っている。それと同じようなことがあると思います。そういう事例を載せてくださいとお願いしたのです。あつたら次に出してください。

◎（深川都市経営局長） 大貫委員の今のお話は、あくまでここで取りまとめた首長への追従的な行動は、ある意味で立件されて逮捕されるとか、あくまで客観的な状況で判断していますので、そうではないかというような思いとかお考えの中で整理するというのは、現実問題なかなか難しいと思っております。

◆（大貫委員） ぶり返して話すとあれだけれども、結局はこの間の事件でも、市長の行動に対して、それを応援する立場で追隨して、それでパーティーを開いてしまった。本人は知らないと言っているけれども、それは事実として報道されているわけです。それから菊池元契約部長の話も、結局市長の立場、市長に近い人間だから私は情報を流したと事実として報道で出されている。報道の結果、出たもので結構です。思ったとか思わないとか関係ない、報道でそういうふうになっている。

◎（深川都市経営局長） 私が承知している限りでは、報道でもそこまで明確に断定しているというようなことはないと思います。

◆（大貫委員） あるはずですよ。ですから調べてほしいと思いますが、調べないのならしょうがないです。

◆（太田委員） 多選の中で特に3選の弊害というか、そういうものが客観的に立証できるものがあるのでしょうか。先ほどお話しいただいたときに、4選、5選、1選と出ましたけれども、3選というのは余り出てこない。争点は公共の福祉に反するので3選を阻止したいということがないと、法律

的には成立しない事件です。そこで3選とうたっている3選に具体的な根拠があるのか。例えば法律で決まっていなくても争われるけれども、なぜ二十歳から選挙権だとかそういうのは争われるけれども、これは法律に書かれていない部分について、なおさらなぜ3選だというのか、そのことを具体的にはつきり示すものがあるのかないのか、明確にしてもらいたい。

◎（深川都市経営局長） まさしくその辺が識者の中でも実は議論されているところで、現時点で3選が客観的に弊害そのものを論証するというのは実態上難しい。ただ、識者の中には、そうは言っても定量的な証明はできないけれども、ある種の価値判断という形での議論はできるだろうとか、いろいろ識者の議論がある現状でございます。そういう意味では太田委員が言われた意味合いでの客観性を持った基準というものが今あるわけではございません。

◆（太田委員） 昭和22年、この法律ができてから、今日までたくさんの首長が選ばれているけれども、それで3選になって弊害が出てきたという事案があるのかないのかは具体的に出せると思います。3選になったらつままったとか、4選の初めだから3選で悪いことしたとカウントしようとか、客観的にカウントできると思います。識者の判断はとっつてもしようがない、それぞれが主観的に考えているだけだから、あくまで客観的に見て3選だと弊害があるということを明確に裏づけられるものがあるのか、ないならば、そういうものはありませんという文章をもらいたい。重要なことです。

それから、もう一つ、各条文の中に最も重大な、特に横浜市の3選阻止のための条例案に欠かすことのできない条文だと思うけれども、公職選挙法の第1条、皆さん知っていることだから書かなくてもいいのかもしれないけれども、書かないとすべてがうやむやになってしまう。第1条をきちんと資料の中にも挿入してください。要するに公平で自由な意思による選挙を保障するという意味合いにおいて、公職選挙法が書かれていることがすごく重要なのです。選挙人を選ぶ自由な意思という一言が非常に重要なので、そのほかのことは私から言わせれば余り重要ではない。これが今度の市長が提案した条例案を審査するにおいて最も大事だと思うので、書き入れてもらいたい。

◆（木村委員） 私が資料請求した資料11ですが、杉並区は全国で初めて通した。ものすごく議論したのではないか、議会の議事録はないのですか。

◎（深川都市経営局長） 杉並区の場合には、議会のホームページ自体がなかったということで、そういう面で把握できないということです。

◆（木村委員） ホームページを言っているのではない、議会は議事録を作成するでしょう。

◎（深川都市経営局長） 大変失礼しました。杉並区の方から議事録を取り寄せたいと思います。

◆（木村委員） 大事な資料だから、ホームページがないから議事録がないと、そういう根拠の資料ですか。議事録出してください。

それから、横浜市の市第74号議案では、市長の職にあるものは、3期を超えて存在しないものとなっております。自粛条例が通った条文で全く同じものはどれですか。

◎（深川都市経営局長） 横浜市の条文と同じ内容のものはございません。

◆（飯沢副委員長） この資料の中で追加で欲しい資料があるのですが、恐らく横浜市長が今回多選の制限に関して提案したのは初めてだと思います。横浜の大都市特有の現実的な問題があるかと思っています。過去において市長の在任期間、それから市長をやめたのは身体的な理由、体調不良として亡くなられた方もおられますけれども、どんな事由でこれまで市長は交代したのか、同時に、知事、政令市という権力が集中するところで、私がいつも注目しているのは投票率ですけれども、過去の市長選で投票率がどうだったのか、参政権の行使が果たして行われているのかいないのか。国政選挙で50%、60%あるにもかかわらず、我々地方議会あるいは市長選挙になると30%、40%、私の区は特にひどいけれども、なぜそうなのか、そこにやはり大都市特有の問題があるかと思う。選挙をやれば当然、特定の方々投票に行き、当選した人が何期もできるわけですよ。それで果たして公平な政治が行われるのかどうか。これもやはり大都市特有の問題として考えなければいけないと思います。そういう意味で検討材料としてぜひ過去の在任期間、退任された理由、投票率を調べてお願いします。

◆（牧嶋副委員長） 総括的な中で2点資料をいただきたいと思います。

戦後、現在まで、神奈川県知事、横浜市長の在任年数、それからその間に起きた不祥事と言われているものが何件ぐらいあったのか、それが1点。それから、社会科の授業になってしまうかも知れませんが、明治から現在までの選挙権、被選挙権の変遷をお願いします。

◆（木村委員） 先ほどの私の資料、杉並区の事例ですが、特に争点の憲法の保障する基本的人権の関係と公職選挙法との関係と、資料の6ページに関する部分のどういう議論があったのか、それをお願いします。

◆（米盛委員） 12月1日に首長の多選問題に関する調査研究会がスタートしていますが、このときの議事録はまだだと思いますが、主な意見等がありましたら、最先端のところまで進んでいる議論のものをお願いします。

◆（太田委員） 条文の中に発生するおそれのある弊害というのがあります。この種類はどのようなものがあるのか、在任することに伴い発生するおそれのある弊害を防止するためと書いてある。発生するおそれの弊害の中身と横浜市の歴代の市長の中で、それに類する事件を起こした者はだれがいるのか、をお願いします。

◆（中島〔憲〕委員） 単純に教えてほしい。9番の3つの資料、公職選挙法違反事件は、立候補するものを制限する判断を最高裁が下したということですね。

◎（深川都市経営局長） この判例の差というのは、立候補の理由の関係ですが、憲法15条の関係で被選挙権をどう位置づけるかという問題で実は意見が分かれています。一つの意見は、被選挙権というのは、いわば基本的人権であるという論者と、被選挙権は基本的人権ではなくて、あくまで選挙の資格要件を固めたものであるという判例が、それぞれ分かれています。

一番最初の昭和30年の最高裁の判例では、アンダーラインの一番下にありますが、被選挙権は権利ではなく権利能力であるという判例。それから昭和43年の方は、まさしく被選挙権は同条同項の保障する重要な基本的人権の1つというふうに明らかに位置づけが別だと実は判例が分かれています。平成14年の例は、どちらかというとならぬ被選挙権は、本来の基本的人権に当たらないという解釈になっております。

◆（中島〔憲〕委員） ということは、流れとしては、多選問題に対して基本的人権に重きを置いていく流れなのか、それとも、それは一つの要件に過ぎませんよという考え方、年数を追ってくると、基本的人権というよりも、どちらかというとならぬ解釈自体がそこまで縛ってもいいのではないかとこのふうな感覚に読み取れる気がするけれども、どうですか。

◎（深川都市経営局長） その解釈について、こちらの方が絶対優勢ということでもないですが、全体的な最近の動きから申し上げますと、被選挙権そのものは基本的人権とは位置づけなくて、あくまで資格要件という流れの方が比較的論調となっていると思っております。

◆（中島〔憲〕委員） 確かに選挙の自由を奪うというのは大変な話だけれども、被選挙権は自分の意思がどうであるかということがまず第1だろう、現実には資格を奪われる問題もいろいろ事例はあるから、そのところが余り及び腰でいいのか、今ずっと見ている感覚としてある。きょうはその程度にさせていただきます。

◆（田野井委員） 当時の飛鳥田市長が任期半ばにして社会党の党首に出て、そのことにより当時は退職金も返上して見事な引き際だという記憶があります。先ほども投票率の問題があったのですが、真の地方統一選挙ではないわけです。その後、市長がかわっているけれども、費用対効果という部分で、市長選挙はおおよそ推測できているのですが、市長選挙を単独でやった場合、投票率が低いのは当然ですよ。それと同時に、投票率と実は単独の市長選挙が行われることによる費用があります。この数字をお出しいただきたいと思います。多選禁止条例の今回の問題も含めて、どこかで歯車を真の地方統一選挙にしていかなければならないわけで、市民から見ればそういうことです。そういう角度の中で、2点資料をお願いします。

○（田中委員長） ただいま各委員より資料要求がありましたので、この際、当局より確認願います。

◎（光田副局長兼政策部長） 市第74号議案について追加の資料要求がございましたので、確認させ

ていただきます。

まず、自由民主党の田野井委員から、単独市長選における費用と投票率。

それから、民主党ヨコハマ会の飯沢副委員長から、横浜市における市長の交代した理由、在任期間、それから投票率。

同じく、民主党ヨコハマ会の片桐委員から、外国における大統領、首長の多選禁止は何によって規定されているか、多選禁止の規定のない州の名前、12州ということでした。

公明党の牧嶋副委員長から、戦後、神奈川県知事と横浜市長の在任年数とその間における不祥事について、もう一つは明治から現在までの選挙権の変遷についてでした。

公明党の木村委員から、杉並区議会の議事録について、基本的人権の部分と公職選挙法に関する部分でした。

ネットワーク横浜の米盛委員から、12月1日の有識者会議の中身についてということです。

無所属クラブの太田委員から、公職選挙法1条を入れた資料、発生するおそれのある弊害についての内容等、歴代の市長でその弊害によって起こした事例があったらということでした。

○（田中委員長） よろしいですか。

◆（太田委員） 3選の具体的な立証根拠を出してもらいたい。全国の首長の中で3選で90%以上とか80%以上事件起こしているという根拠がないとどうしようもないので何かありますか、ないならいい構いません、そういうものはないので非常にあいまいですか、具体的に書いてもらいたい。

◎（光田副局長兼政策部長） 探してみます。

○（田中委員長） 委員の皆さんにおきましては、資料については以上のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） それでは、当局におかれましては、質問者の意に沿って資料を作成してください。この際、お諮りいたします。

本件についてはさらに慎重審査を要するものと思われますので、本日のところは継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

この際、お諮りいたします。

都市経営局関係の議題がまだ残っておりますが、審査の都合上、本日の審査はこの程度にとどめ、次回の委員会において審査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

以上で都市経営局関係の審査は終了しました。

本日の審査はすべて終了しましたので、事務局に委員会報告書の朗読を求めます。

（委員会報告書を朗読）

○（田中委員長） それでは、次回の委員会日程でございますが、19日火曜日午前10時より、本日と同じ会議室において開会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、文書による通知は省略いたしますので御了承願います。また、本日配付しました関係資料は、当日御持参願います。

なお、次回は都市経営局関係の審査を行いたいと思いますので、御了承願います。

◇出席委員 12人

委員長	田中忠昭君（自民党）		
副委員長	飯沢清人君（民主党）	副委員長	牧嶋秀昭君（公明党）
委員	加藤龍昭君（自民党）	委員	木村久義君（公明党）
委員	田野井一雄君（自民党）	委員	大貫憲夫君（共産党）
委員	山田一海君（自民党）	委員	米盛裕子君（ネット）
委員	片桐紀子君（民主党）	委員	太田正孝君（無所ク）
委員	中島憲五君（民主党）		

◇欠席委員 なし

△市第74号議案の審査

○（田中委員長） 都市経営局関係の審査に入ります。

前回に引き続き、市第74号議案を議題に供します。

市第74号議案 横浜市長の在任期間に関する条例の制定

○（田中委員長） なお、本件につきましては、選挙管理委員会事務局の小倉局長以下関係職員が説明員として出席しておりますので、御了承をお願いします。

前回の委員会で要求しました資料が提出されておりますので、当局の説明を求めます。

◎（深川都市経営局長） それでは、昨日の当委員会におきまして、市第74号議案横浜市長の在任期間に関する条例の制定に関して追加資料の要求がございましたので、御説明させていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、要求資料項目一覧をごらんください。

市長単独選挙及び市会議員との合同選挙の場合の投票率及び費用に関する資料を初め合計9点の資料要求をいただきましたが、それらを資料作成の都合上、全部で8点の資料にまとめさせていただきました。

それでは、この資料の順に沿いまして御説明させていただきます。

資料1をごらんください。

市長単独選挙及び市会議員との合同選挙の場合の投票率及び費用についてですが、投票率については昭和22年から記載しております。中ほどの注釈にありますように、昭和22年については首長選挙と議員の選挙、昭和26年については市長及び市会議員と知事及び県議員の選挙で、それぞれ投票日が異なっておりました。その関係で、昭和22年の投票率につきましては市長選挙の投票率を55.28%に修正させていただいております。

また、御参考までに、投票率の右側に市長名と何期目であるかを付記しております。飛鳥田市長が国政に転出されたことに伴う昭和53年の選挙から、下のグラフのとおり、市長の単独選挙となっておりますが、投票率につきましては、昭和50年までの統一地方選挙時はおおむね60%台であったのに対して、市長の単独選挙になってからはおおむね30%台になっております。

資料の裏面をごらんください。

選挙にかかる費用についてですが、過去3回の市長単独選挙の経費を記載しております。なお、市長選挙が統一選挙で行われている際の経費については昭和50年までさかのぼる必要がありますが、資料が残っていないために記載しておりません。御了承いただきたいと思います。

資料2をごらんください。

戦後の横浜市長選挙の投票率、市長在任期間と市長交代の理由についてですが、投票率は資料1に含めておりますので省略させていただきまして、ここでは在任期間と交代の理由を載せております。

飛鳥田市長は4期目の途中で退職されておりますが、それ以外は3期以下となっております。交代の理由は不再選あるいは死去といったことになっております。

資料3をごらんください。

外国における大統領、首長の多選制限を定めた規定の根拠及びアメリカ州知事で在任期間の禁止規定がない12州をお示したものでございます。

根拠法令は、ごらんのとおり、大統領については憲法、アメリカ州知事については州憲法や州法、フィリピン、韓国などの知事については地方自治法となっております。

また、資料中ほどの2、アメリカの州知事のうち禁止規定のない12州につきましては、コネチカット州、イリノイ州など、ごらんのとおりとなっております。

資料4をごらんください。

杉並区における多選自粛条例制定時の議会の議事録についてですが、杉並区のホームページに掲載がなかったために、昨日の資料には入れておりませんでした。大変失礼いたしました。

杉並区の条例は、平成14年11月の総務財政委員会で審議され、継続審査となりましたが、その後、平成15年3月に可決されております。したがって、議事録につきましても、資料1ページから平成14年11月の議事録、資料52ページから平成15年3月の議事録となっております。

審議内容のうち、アンダーラインを引いた箇所が基本的人権あるいは公職選挙法に関連するやりとりの部分でございまして、例えば7ページ上段の地方自治法等を見ると、多選については何ら禁止の条項はない。ないということは、それが何選であろうと、だれでも区長に立候補する権利があるというものがございまして。

資料26ページの中ほどをごらんください。

選ぶ側の選択肢を狭めるという点で、基本的人権である参政権を縛ることにつながらないかといった話です。

資料の38ページをごらんください。

ここでは、地方自治の本旨に基づいて、これからは地方公共団体が選択する。そうした検討をされる必要があるといった意見が委員から出されております。

詳細については後ほどお読みください。

資料5をごらんください。

戦後の神奈川県知事、横浜市長の在職年数と不祥事の発生状況についてでございます。

左側に市長名及び在職期間を、右側には部長以上が懲戒処分を受けたもののうち、汚職、横領、選挙に関するものの件数を記載しております。

なお、裏面に神奈川県知事の在職期間を載せておりますが、不祥事の発生状況につきましては、神奈川県に照会しましたところ整理したものがないということでありまして、この資料の中には含めておりませんので御了承いただきたいと思います。

資料6をごらんください。

明治以降の選挙制度の変遷についてですが、明治から戦前にかけての市会議員及び県会議員の選挙権、被選挙権につきましては、ごらんのとおりとなっております。

また、市長の選出方法につきましては、資料の中ほどのとおりでありまして、明治21年、大正15年、昭和18年にそれぞれ改正がありまして、昭和25年の公職選挙法の制定に伴い、現行のとおりになっております。

資料7をごらんください。

去る12月1日に開催されました首長の多選問題に関する調査研究会の議事要旨でございます。

総務省に確認しましたところ、当日は初会合であったために、総務大臣のあいさつ、座長選出、平成11年の首長多選の見直し問題に関する調査研究会報告書の説明の後、フリートークを行い、各委員が一言程度発言されたということでございます。

発言の主な内容は、資料の裏面にありますように、一番上の意見ですが、まずは憲法上の論点を整理していくべきである。その際には政策論もフィードバックしつつ議論すべきである。2つ目の意見ですが、多選制限の必要性、合理性は憲法論から見たものか、あるいは政策論から見たものかをよく

考える必要がある。1つ飛びまして4つ目の意見ですが、首長は憲法が保障する職業選択の自由の職業なのかどうか疑問がある。さらには一番下の意見ですが、多選の弊害ばかりに焦点を当てるのではなく、多選の制限をすることが日本の民主主義にどのように貢献するのかといった面からも議論をすべきであるといった意見が出されております。

資料8をごらんください。

多選により発生するおそれのある弊害及びその事例についてでございます。

1の一般的に言われている首長の多選による弊害としましては、独善的傾向が生まれ、助言を聞かない等の政治的独走を招くおそれがある。あるいは人事の偏向化を招き、職員任期の成績主義に歪みが生じるおそれといったことなど、平成11年首長多選の見直し問題に関する調査研究会報告書で指摘されております。

2の事例についてですが、首長の不祥事の事例につきましては、私どもでさまざまなホームページ等から調べたものでございます。

(1)では平成18年度の首長が関連した不祥事例を示しております、そこに8件ありますが、その8件のうち、ゴシックで例示しております4件が、3選以上の首長が関連した事件ということになっております。

資料の裏面をごらんください。

(2)では昭和50年代から平成17年までの都道府県知事、政令指定都市市長の不祥事例を示しております、平成17年度以前には11件の事例がございました。この11件のうち、全体で7件が3選以上の首長が関連した事件ということになっております。

最後に、昨日提出いたしました資料8の公職選挙法の多選禁止に関する争点関連条文につきまして、公職選挙法第1条を加えたものをつけさせていただいております。お手教ですが、差しかえをお願いいたします。

時間の関係で資料が不十分なものもございしますが、御了承いただきたいと存じます。

○(田中委員長) 質疑に入ります。

◆(飯沢副委員長) きょう資料要求をさせていただいて、早速用意してもらいまして、ありがとうございます。

最初に説明があった資料について選挙管理委員会にお尋ねしたいのですが、統一地方選挙は別にして、横浜市長選挙というのは大都市特有の問題をはらんでいると思って、間接的にこの多選問題を論じるときに参考になる資料だと思って要求させていただきました。

まず、市長単独選挙をやった場合に投票率が30%台、多くても39%というのが2回ありますけれども、いずれにしても、全有権者の39%あるいは30%ぐらしか投票所に行かないことについて、選挙管理委員会はどのように分析されているのか。国政選挙と比べてかなり低いわけですが、それをお伺いします。

◎(小倉選挙管理委員会事務局長) ただいま大都市特有の問題ではないかというお話がございましたが、飯沢副委員長がおっしゃるとおり、政令指定都市はおしなべて低い状況でございます。それぞれ選挙管理委員会でもいろいろ議論はしているのですが、御承知のとおり、大都市特有の選挙の投票率というのは、やはり大都市特有の住民の方々のいろいろな問題を反映しているのではないかと推測はいたしますが、その一つ一つを投票率に関連づけて分析するというのは、私どももなかなか手に負えない状況でございます。

そういった中で、とりあえず啓発ということで、一つは、短期的には投票所の場所とか投票日を住民の方にわかっていただくという努力はさせていただいております。長期的には、中学生を対象に、あと5年という副教材をつくりまして、学校で使っていただくという努力はしておりますけれども、今後選挙民になれる中学生あるいは高校生に、選挙管理委員会として、どういう方向で選挙の重要性、民主主義の重要性を訴えていくかということにつきましては、十分研究してまいりたいと考えております。

◆（飯沢副委員長） 投票率が低い。私がこの世界に入って、私の区もかなり低いですが、地方議員選挙は別にして、大都市横浜の市長になるには大変なエネルギーあるいは支持をいただかなければいけない。そういうことで、議会と協調しながらやらざるを得ないとか賛同者をふやさなければいけない。

歴代市長を見ると、市長を擁立する上で議会の方々の力がかなりあったと思いますけれども、一たん市長になったら、なかなか新人に交代できないのが現実だろうと思います。被選挙権はあっても、実際のところ意欲があっても当選見込みがない。これは投票率が低いということなのです。

なぜ低いのかということが一つ。理由は、出馬しても当選するのは決まっている。共産党はそれにもめげず一生懸命出してきましたけれども……。

（「共産党の名前出す」と呼ぶ者あり）

◆（飯沢副委員長） いやいや。

（「では否定して」「出さないよな」「出さない」「共産党ではないのだよ、あれ。では否定して」と呼ぶ者あり）

◆（飯沢副委員長） すみません、訂正します。だからそういう擁立というか、立候補できない、出ても当選できないような状況が大都市にはある。ですから、できるだけ在任期間を制限してあげないことには新鮮な市政運営ができないという根本問題をはらんでいると思います。神奈川県は今議論しているやに聞いていますけれども、特にその中でも360万都市横浜では、なかなか市長選挙で、政権交代というのはふさわしくないけれども、市長交代というののできにくい現実があることは指摘しておきたいと思います。

選挙管理委員会でも正確な分析はこれからだと思いますけれども、大都市特有の問題。それをどうして変えていくのかというのがあろうかと思っています。

○（田中委員長） 意見でいいですか。

◆（飯沢副委員長） いいです。

◆（山田委員） 資料でいただいた市長の多選問題に関する調査研究会第1回が開催されたわけでございます。フリートキングの中でいろいろ問題点が指摘されているかとは思いますが、この調査会の日程的なものが最終的にいつぐらいというのはわかるのでしょうか。

◎（深川都市経営局長） 応、半年後をめどに結論を得ていきたいという状況であると聞いております。

◆（山田委員） こういう形で国で調査研究会をやっているのでも争点になっているのはやはり憲法の問題と地方自治法と公職選挙法。この争点をずっと見ていますと、今結論を出すことは非常に難しいと思っているのですが、これを決めた場合に憲法上とか公職選挙法の中で問題はないのでしょうか。

◎（深川都市経営局長） 日本国憲法における基本的人権あるいは公職選挙法第10条、また第11条の問題。そうした憲法あるいは法律に抵触するおそれがあるかないかといったところも実は非常に大きな議論になっておりますので、そこをまず整理していくのが第1点あるわけでございます。

そのほかには、例えば法律を改正した場合に多選の任期をどうするかとか多選禁止の範囲といったもの。そうした、言いかえると昭和29年以降議論されていたいろいろな問題につきまして、現時点において新しい方向性を打ち出していきたいということではなかろうかと思っています。

◆（山田委員） 過去に国会の衆議院、参議院でいろいろ協議されたのですがけれども、いずれも審議未了という形で流れてしまっているのです。今、例えば3選という形が出てきて、その3選の根拠等も、これは2期までとか4期までとか、いろいろな基準があるのです。その辺の根拠がはっきりつかめないのですが、その辺はどうでしょうか。

◎（深川都市経営局長） このあたりはまた、その委員会の中でいろいろな議論が行われるであろうと思いますが、一般論で申しますと、よく言われているのはおおむね10年。計画行政の中でも、例えば総合計画といった場合でもおおむね10年は必要である。そうすると、その準備も含めると3期12年というあたりが妥当ではないかとか、いろいろ言われておりますが、いずれにいたしましても、

そうした問題を含めまして、この委員会の中でさまざまな議論がなされるであろうと思っています。

◆（山田委員） 多選により発生する弊害及び事例というのが出ているのですけれども、この事例を見ていますと、県の発注工事とか工事の入札関係が主流で、その方を先行して整備してやらなければいけないのではないかという感じはしているのです。それは意見としてお話しさせていただきます。

◆（片桐委員） 資料、どうもありがとうございます。資料3ですけれども、大統領選挙また州知事選挙においては州法とか憲法で規定されているということで、長く政権を握っていると力が強くなり過ぎるのではないかということも読んだことがあります。何人かの知人に聞いてみたところ、多選禁止の規定を設けていない12州は、多分民意が非常に高く、そういった規定を設ける必要がないところか、あるいは非常に低いところではないか。それ以外のところは大体制定されているのではないかとされたのですけれども、その辺は御存じですか。もし御存じだったらということ。

◎（深川都市経営局長） 正直、そこまではよく承知しておりません。

◆（片桐委員） 民主党ヨコハマ会としまして、党では4期目は推薦しないということで、法的に今回の条例が大丈夫なのであれば反対する理由はないのではないかという議論を今しているところです。実際に多選ということで不祥事が多いか多くないかというのは、先ほど出していただいた資料では特に関係ないような感じではあるのですけれども、新しい風を入れていく、つまり新しい視点、新しい視野で物事を考えていく市長を入れていくということは、市民としても必要なのではないかと思います。

といいますのは、政治家一人、得意分野というのはそれぞれ皆さん違うと思うのです。例えば中田市長の場合はごみですとか、いろいろあると思います。周りに支えてくださる方がたくさんいらっしゃることは十分承知の上ですけれども、そういった一人の視点でやっていくことは、そちらの事業にシフトしてしまうのではないかと思います。そういった意味でも、新しい風を入れていくことに努めていくためには、ある程度の自粛ですとか規定といったものが必要なのではないかと思います。これは意見として。

◆（太田委員） 厳密に多選禁止の条例を定めた場合には、これは憲法とかその他の法令に違反するので定められないというのが、ほかの自治体で多選禁止条例をつくらうとしたときの国の見解であったということはこの間聞きました。それはそのとおりだ。そうすると、多選禁止そのものは、現下の法律のもとでは禁止条例はできないと解釈していいわけですね。それは認識としてよろしいですね。

◎（深川都市経営局長） 総務省自体も現在の法律のもとでは難しかろうという解釈をしておりますが、それはあくまで行政庁の判断でございまして、最終判断としての司法の判断というのは受けていない状況でございます。

◆（太田委員） 要するに、日本国憲法とか地方自治法に書かれている法律の範囲内で横浜市が条例を制定できるということの判断は、今深川局長がおっしゃったように、これは最終的には裁判所で判断していくのだからけれども、通常の世界秩序の中では、きちんとした法制を担当する国などにその判断をある程度求めていくのが今日的なやり方だね。だからこそ、ほかの都道府県でも多選禁止条例をつくらうと思ったが、これは法令に違反しているのではないかという指摘を受けて、やめているわけでしょう。だからその局長のお言葉ね、地方で決めるとか何とかというのではなくて、地方で決められるものではない。そういうことは一つも法律には書いてないですからね。

法律に違反する、しないの判断というのは、最終的には裁判所でやるのだからけれども、しかし通常の法手続の中で横浜市はどうしているのですか。全部裁判して決めようではないかとやっているのですか。それとも、自治法でも何でもそうだけれども、国に問い合わせしているでしょう。

◎（深川都市経営局長） 通常、これは横浜市だけではないと思いますが、全国の自治体でも、法律に抵触しないよう、それぞれでそういうことは行っております。

◆（太田委員） そうすると、市長が提出しているこの条例案というのは、多選禁止条例だと明確に市長は言っているわけだ。これは禁止条例ですと言っているね。ところが、この条例によってどういふことが起こるかとか聞かれたときに、記者会見で事実上立候補はできないものだと思いますと言ってい

る。すなわち禁止だと言っているわけだ。そうだよ。だって67ページに書いてある。

事実、立候補することはできないと思いますと言っているのと同時に、この条例はどういう意味ですかと聞いたら、私は禁止だと思いますと言っているわけだ。すなわち多選禁止条例を出しているのだけれども、それでは議会に通してもらえないだろうから、議会に通りやすいように配慮したと言っているわけだ。これが一つ、この条例をつくるときの提案者としての市長の意図だ。それで新聞記者が、今私が聞いたようにしつこく聞いているわけだ。国やその他関係のところに、この条例案というのは法令に違反するかしらないか問い合わせたのですかと何回も聞いているわけだ。そうすると横浜市長は、聞きましたと言っているわけだ。そうでしょう。聞いていますと。この条文の文章を決めるときに、法律の専門家などに意見を聞いていますか。聞いていますと言っているわけだ。ところが、これは真っ赤な偽りで、後からずっと読んでみると、それは聞いているのではなくて本を読んだと言っているわけだ。何で国に問い合わせしないのですか。なぜ市長は国に問い合わせをしなかったのかというのは、深川局長は聞いていますか。

◎（深川都市経営局長） 国の総務省には、総務省が現在どういう見解を持っているかということを確認しております。そうした中で横浜市としては、現行の法律の中で抵触しないという判断のもとに、今回の条例案を提案したものでございます。

◆（太田委員） 横浜市の意見とか深川局長の意見を聞いているのではない。だから深川局長の意見はこの意見なのだろう。この条例案は禁止条例だと言っているのが深川局長の意見であり市長の意見なのだろう。そんなことは議案として出しているのだから一々言う必要もない。だけど、それに対して総務省がどういう見解を持っているのかと僕は聞いているわけよ。国がどういう見解を持っているのか、それをなぜ聞かないのかと聞いているわけ。

◎（深川都市経営局長） 総務省は、あくまで多選禁止条例は現行法制度上は抵触する。そういう意味では明快に言っております。私どもが提案しているものは、先ほど太田委員がおっしゃいましたけれども、これは市長が本会議でも申し上げているとおり、禁止条例ではない。これはあくまで横浜市の自治と横浜市のあり方、そうしたルールを宣言した条例であるということございまして、法律上の扱いといたしましては、禁止条例でないというのは市長も本会議の中で明白に言っております。

◆（太田委員） ではなぜ記者会見のときに、禁止だと思っておりますとか禁止だとか言ったのですか。人によってしゃべるのが違うのだから、いんちきではないですか。

◎（深川都市経営局長） そこは市長の思いですよ。

（「冗談言ってはいけないよ、提案者なのだから」と呼ぶ者あり）

◎（深川都市経営局長） 市長の思いとしては、できれば御本人は禁止条例でやりたいのですが、現行の法制度上の問題でそこがクリアできないということで、今回のような条例案の提案になったということございまして。

○（田中委員長） 深川局長に申し上げますけれども、ここは実質的な審議の場ございまして、個人の思いとか、そういうことで私ども討議をしていませんので、委員長から申し添えますけれども、行政当局と市長は何十時間ぐらい議論されたのか、参考までに。

（「個人的な話になってしまっているのだから」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） その辺、答えられる範疇でお願いします。

◎（深川都市経営局長） 厳密に何十時間というのはなかなか把握できないのですが、いずれにせよ、市長が、今回の場合で言いますとマニフェストで多選禁止条例を掲げられたわけですから、そういう面では、市長が当選した後、そうした多選禁止条例の問題につきましては、さまざまな議論を今まで展開してきた状況でございます。

○（田中委員長） 金田副市長と市長とでは、この問題に対してどのくらいの時間を費やして議論されたのか。答えられる範疇で結構です。

◎（金田副市長） 私と市長とでも議論しましたし、本多副市長を含めて3副市長と市長でも数回に及んでこれについては議論しております。

◆（太田委員） その議論というのは、議会に通してもらうのにはどうしたらいいだろうという議論をしたのでしょうか。

（「うん、そうだ」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） 要するに、提案者の思いではなくて意図が重要なものだけでも、思いを意図と解釈すれば、提案者の意図は多選禁止だということを言っているわけだ。記者会見で言っている。当局が出している資料に書いてあるので、僕が言っているわけではない。ところが、そう言いながら、いや、そうではないのだ。多選禁止なんか言っていないと。非常にあいまいで、どうでも解釈できるし、それから思いなんていうことを言うのであればけれども、深川局長、この条例というのは、ここで通った場合には、中田市長が辞めようがいなくなろうが、ずっと条例は生きていくのだよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） その都度、適正に解釈できる条文でなければどうしようもないではないですか。読み方によって、見る人の心に任せましょうという条文なんてあり得ない。まずこれが一つある。そうでしょう。

それから、3期の具体的な根拠がないということはさっき片桐委員もおっしゃった。片桐委員も、3期の具体的な内容はないですねということを言ったけれども、違ったか。

（「違います」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） 片桐委員が言わなくても、そうなのだ。片桐委員が言わなくても、3期にそういうことはない。それから、これが法律に明確に違反するか違反しないかということを上級官庁に聞いたわけでもない。思いだ。

もう一つ重要なことは、何度も言っているように、多選禁止ということを行っているのだけれども、多選禁止ということは全く読み取れない。それから選挙管理委員会でも、別に立候補できます、当選したら当選です、当たり前ではないですかと。簡単に言うと、そういう話だ。

それではこれは何だ。すなわち67ページの記者会見の中の市長の言葉に如実にあらわれているけれども、私はこの文言によって、事実上立候補することができないと思いますと書いてあります。すなわち、簡単に言うと、精神的に圧迫すると言っているわけだ。禁止はできない。だけど私は多選禁止だと思っている。なぜならば、これを議会で通せば事実上立候補できないのではないですかと言っているわけだ。

さあ、そこで問題は、当局に新しい資料でもらった地方自治法の本旨だよ。自由な意思による選挙を行えと書いてあるわけだ。選挙に出る人も、選挙をする人も、いずれも自由な意思によって行えと言っているのだけれども、あらかじめ、この条文によって被選挙人になる自由意思を剥奪することになると市長は言っているわけだ。そんなことできるのですか。そのことが今国において、憲法に抵触するのではないかとか、仮に憲法に抵触しないとすれば地方自治法に明確に書かなければいけないのではないかとか、そういう議論になっているのであって、今言ったように、国民、市民の自由意思によって選挙は行わなければならないという地方自治法の本旨よ。日本国憲法の本旨に基づいてつくられた地方自治法の考え方。

太田くどいと思っているかもしれないけれども、何で長くしゃべっているかということ、答えを考えなければいけないだろうと思ってしているのだ。事実上立候補することはできないという文言になっていると市長は言っているわけだ。そうだろう。提案者がそう言っているわけだよ。

○（田中委員長） 当局側に申し上げますけれども、太田委員は行政運営調整局の資料の67ページのことを言っておりますので、お手元の資料を幾ら見ても出てきません。その辺、太田委員も資料の種類は申し添えて言ってください。いろいろ種類がありますので。

◆（太田委員） これは天下に明らかになっていることだけれども、そうすると、自由な意思というのは何だと言うのだ。選挙に出る人、選ぶ人の自由な意思が阻害されないように、公職選挙法でもいろいろなことを定めているわけだ。選挙管理委員会に聞きたいのだけれども、この自由な意思ということを考えてときに、法律的には、こんな条文があろうがなかろうが選挙には出られる。しかし、こ

の条文をつくることによって、事実上立候補することをできなくさせることが法的にできるのですか。地方自治法の建前あるいは日本国憲法の定め、公職選挙法の意味の中で考えたときに、そんなことはできるの。

簡単に言うと、例えば脅迫して選挙に出させまいとする行為と同じだよ。おまえ、選挙に出たら殺すぞと。そういうことをすれば、たちまちのうちに公職選挙法違反でつかまってしまうわけだけれども、それと極めて近似値だよ。小倉局長、どう思われますか。はっきりしようではないか。

◎（小倉選挙管理委員会事務局長） 公職選挙法違反事件では、昭和43年12月4日に最高裁が、事案は地方議員の選挙に当たって統一候補を決定したことを受けまして、その選に漏れた方が立候補する旨の意思を表明したわけですが、そのときに組合が統制違反者として処分をしたという事例でございます。

立候補することについて、最高裁判所がこういう書き方をしております。立候補について不当に制約を受けるようなことがあれば、そのことは、ひいては選挙人の自由な意思の表明を阻害することとなり、自由かつ公正な選挙の本旨に反することとらざるを得ない。

これは組合で、お辞めなさいとか勧告しますという程度ならばよろしいのですけれども、違反者として処分することになりますと憲法違反だという判例でございます。したがって、自由な意思の表明を阻害する拘束の仕方が、程度の問題と申しますが、その辺の問題が出てくるだろうと考えております。

◆（太田委員） 今選挙管理委員会で話した、出させないという強制の程度がどの程度の強制かによって、日本国憲法や公職選挙法に抵触して罪を受けるか受けないかということになることは当然今おっしゃるとおりだ。問題は、そうすると、事実上立候補することができないということを横浜市の条例で決めてしまうことは強制に当たるよ。

（「できないということ」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） これは強制に当たりますよ。おれに言わせれば、そんなこともわからないでこの条例案を出すというのがわからない。それで強制しているにもかかわらず、だから私は禁止だと思っておりますと市長は言っている。そのくせ議会では、あれは禁止ではないとも言う。言っていることが支離滅裂よ。

そこで、こんな条例案を否決するのもおかしいし、変な話がめちゃくちゃ、今選挙管理委員会も言った。そこで僕は議事進行だ。金田副市長、この条例案を市長にもう一回持って行って、できれば取り下げたらいいと思います。こんな条例案を審査するだけでもみっともない。しかも、その条例案を提出した人間が記者会見でこんなことを言っているというだけでも破廉恥。公職選挙法も無視して、コンプライアンスどころではない。はっきり言って、これは全部法令違反だ。地方がこんなことをやっていたらだれも決めていないよ、深川局長。何を言っているのだ。そうでしょう。そんなことどこにも書いてない。法律に関係なく、地方が勝手に決めていいなんて一つも書いてない。

だから委員長、悪いけれども、この審査をとめて、金田副市長に持って帰ってもらって一回おろしてもらおう。それによって、我々がこの議会の中で、3選以上は自粛したらいいのではないとか望ましくないとかみんなが意見を言うぐらいならまだいいよ。こんなものを審査するだけでも、変な話だけれども、我々の見識が問われる。今の選挙管理委員会の意見を金田副市長や深川局長が聞いたときに、何だ、これはと。新聞記者が聞いたってわかるだろう、これ。新聞記者はほかではないから、みんな聞いて、わかって、こうしゃべっているわけよ。会見の最後になって頭切れてしまって、そんなことを議論していることが不幸だと始まってしまったのだ。そうだろう。

（「どこに書いてあるの」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） 67ページに書いてある。ほかのことなんか見る必要ない。これだけ見ればすべてが解決するし、選挙管理委員会事務局長が言った法解釈など聞かなくて当たり前の話だ。そのくらいのことは市議員みんなわかっているはずだ。

だからこの話は、こんな条文を出すのが恥ずかしいし、議論するのも恥ずかしい。例えば否決して

悔しいとか横浜市の議会は多選の条例を否決したとか言って市長は曲げて伝えるから、何も知らない市民は、何か市議員はおかしいではないかとか始まってしまうから迷惑なのだ。だから委員長、悪いけれども、このことについてはやめてもらって、当局に対して引っ込めてもらうように話をするという動議をしたい。

○（田中委員長） 今の太田委員の動議は動議として賜りますけれども、その前に、この条例提出に当たっての当局側の見解を、深川局長並びに金田副市長からお願いしたいと思います。よろしいですか。

◎（深川都市経営局長） あくまで市長が本会議でお答えいたしましたように、今回の条例の性格は禁止条例ではないというのは明白でございます。実際、市長が本会議の中で本市の条例の効果といったことについてお答えしておりますが、この答えを申し上げますと、今回提案させていただいた条例は、本市としてのルールを宣言したものであり、法的なという意味では拘束力はないものと考えております。

しかし、こういった条例がありながら、それを超えて出馬しようということになりますと、当然条例との関係で市会や市民の間でその是非について議論になるわけであり、立候補しようとする者にとりましては一定の尺度となるのではないかと考えますといった答弁を本会議で行っているところでございます。

（「言葉がおかしいな、これ」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 今の太田委員の件ですけれども、基本的には、提案された議案を議会として審議拒否できるかというのと、これは拒否できません。

（「だから否決」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） ちょっと待ってください。こちらの見解をまず一つお願いいたします。

これは根拠としまして地方自治法第96条の抜粋になりますけれども、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。第1項に条例を設け、又は改廃すること。こういう中での審議になっております。ただし、行政運営調整局の資料の新聞記者とのやりとりの中で、この議案に対する基本的な認識の違いがございますので、暫時休憩しまして、当局側と正副委員長で調整したいと思っております。

（「その前に、今の話をしてしまっていていい」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） ちょっと待ってください。それで一たん暫時休憩をさせていただくということで、太田委員の理解を求めたいと思っております。

◆（太田委員） 一つだけ。僕は審議拒否なんて言っていません。審議したくても、こんな問題はできないような内容なのだから、当局に取り下げてもらえと言っている。そういうことですから。

○（田中委員長） 今私が申し上げた中で調整させていただきます。それで委員の皆さん、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） では暫時休憩といたします。

△休憩時刻 午前10時52分

△再開時刻 午前11時40分

○（田中委員長） では、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど太田委員より本条例審査に関しまして、基本的な認識である日本国憲法、地方自治法、公職選挙法に抵触するか、しないかの判定を国に再度伺うべきであろうという考え方が出ました。国に再度伺う前に、当局が現在まで、条例を提案するまでに総務省等とやりとりした内容を可能な限りお話しただいて、議事を再開させていただきたいと思っております。その後、太田委員の意見を賜ります。

◎（金田副市長） それでは、そもそもどういう内容の議論があったのかということをお説明したいと思います。

数度にわたりまして総務省からの見解を聞いております。多選を明確に禁止するというものであれば、今委員長、それから太田委員からお話がありました3つの法令、日本国憲法、地方自治法、公職選挙法という3つの観点からいろいろ考えなければならないし、明確に禁止するものであれば法令に違反する内容になりますけれども、明確に禁止するというものでなければ、それは各地方自治体の判断でやっていただきたい。

と申しますのは、きょうお配りした追加資料の中の首長の多選問題に関する調査研究会第1回議事要旨の裏面に、どういう論点から議論するかということで、禁止する法令の正当性に当たってのさまざまな観点がございます。さらに、それを公職選挙法の枠組みでやるのか、地方自治法の枠組みでやるのか、枠組みの問題もございます。さらには、どういう内容にするかについては地方に委任するのか、しないのか。そういう議論もありますので、そういう議論をする中では、禁止するというものでなければ、その条文の内容については地方にお任せしたいというのが総務省の見解でございます。また総務省の見解をいただきました上で、我々は条文を最終的に確定したものであります。

◆（太田委員） 10月末に総務省の選挙課に横浜市の職員が行って、多選禁止条例はどうかと聞いたというのは承知しています。その際、総務省では、多選禁止と条例の中に明確に記載すれば、これは法律に反する。しかし、そうでない場合においては地方で自由にやってよいというよりも、その文章の意図が問題でしょうと。どういう意図でそれをつくるのか。

（「うん、そうだ」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） 実際的には、条例というのはその任期の人が拘束を受けるわけだけれども、その人が自主的に辞めてしまえばそれまでの話だし、とやかく言うことでもない。仮にその人が立候補しようとして、その条例があるではないかということで、市議会あるいは市民がその条文を盾に引きずりおろそう、あるいは不利益を与えようとする、あるいは立候補することをできなくさせるということになれば、それは実質的に多選禁止条例と同じようなことなのだから、その場合には当然争われて、法律の判断としては多分違反でしょうということを言ったのだと思います。私の承知している限りにおいては、そういうことだったのではないですか。

それで、私は最初から言っているのではないですか。横浜市長が出した条例だけ見ると何だかよくわからない。さっき言ったように、見る人の心に任せようという条例ではないか。そこで、条例を提案した人の心は何だということをさっきから言っているのではないですか。記者会見の要旨が記載されている67ページに、これは事実上立候補することはできないことにしている、あるいは多選禁止だと言っているわけではないですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） これが重大だと言っているのです。見る人の心に任せて禁止しませんと言うのだったら、最初からそう言えばいいではないですか。議会に対しては、言いましたと。議会でないところに対しては、同じ条文で違ったことを言っているのですか。すなわち、そういうことは場所によって適当に言っても通ってしまう条例だということですか。そんな条例の解釈はないでしょう。条例に対する、特にこの案件については禁止する趣旨なのか、立候補することが実質的にできないことにする趣旨なのかというのは最も大事な論点です。その論点を、新聞記者に対しては、そうなのだ、できないようにするのだ、多選禁止だと。議会に対しては、議会に通りやすいようにするために、いや、違おうと。こういう二枚舌というのは公正な議会の判断を狂わせるよ。

もとより条例の中に多選禁止と書いていないではないか。言ってしまえばそういうことなのだけれども、立法の趣旨として禁止なのだとした限りにおいてはそうなのでしょう。そうしたらそれは、さっき選挙管理委員会事務局長がお話しされたように、条文に禁止と書いてなくても趣旨がそうであれば、これは最初からだめです。そういうことを申し上げているわけ。

最も重要なことは、心はそうなのだけれども、議会に通じやすいようにする。すなわち議会をだませばこれは通る。端的に言えば、そういうことを言外に言っているわけ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） これはやはりまずいのではないかと私は思います。こういうことをすると必ず横浜市政が乱れると思います。そのことを一回申し上げて、次に移ってください。

◆（加藤〔龍〕委員） 今お話がございましたとおり、条例の文言の意味合いですね。自粛条例と禁止条例の中間をいくような、自粛条例では生ぬるいから、もう一歩先に出たい。そして禁止条例までは踏み込めないというところに、この条例の文言の形があるのではないかと私は見ているのだけれども、そういう意図がありますか。

◎（深川都市経営局長） 市長自身の発言もございますが、禁止条例あるいは自粛条例という性格のものではない。あくまでこの条例は横浜市の自治のあり方を宣言する条例であるといった発言がありますので、そういう面で、一般論で言われるところの自粛条例あるいは禁止条例ではないといった認識を持っています。

◆（加藤〔龍〕委員） 実にあいまいでございまして、市民もこれを見て私と同じような意図を感じるのではないかと思います。むしろ、はっきり禁止条例なら禁止条例という形で挑戦してみるというか、それぐらいの気迫が出てこない、逆にいけないのではないかと思います。

それと、多選禁止をやりたいという思いの一つは、多選による弊害ということが大きいと思うのです。それで資料がたくさんございまして、ざっと見た場合に、どうしても多選を禁止しなければいけないというか、そちらの方に持っていかなければいけないというふうには、これを見ていて読み取れません。全体の流れとか今までの経過あるいは決めたところの自粛条例が多いということ。それは先ほどからお話しになっているように、日本国憲法という法令中の法令に抵触するかどうか。何といつても、そこに究極的にはいくのではないかと私は思います。

ですから私の意見といたしましては、アメリカがいいというのは憲法で決まっているからいいのです。コンプライアンスという言葉が多発している中で、法令中の法令である日本国憲法に抵触する可能性があるということでは、これは動かないと思います。その辺はいろいろ議論を重ねているところだと思いますけれども、そこから話が始まるべき問題ではないかと思います。そのことについてはいかがでしょうか。

◎（深川都市経営局長） 多選禁止条例という明白に禁止条例という性格の場合には、憲法論議あるいは公職選挙法との問題ということで、法律あるいは憲法そのものに抵触するかどうかといった議論が行われると思いますが、今回の横浜市のこの条例案というのは、まさしく多選禁止の条例案ではないということでございますので、そのあたりは御理解いただきたいと思っております。

◆（加藤〔龍〕委員） もう一つわからないと言っておきますけれども、多選の弊害で、トップの不祥事が多い。これを未然に防ぐために多選禁止の方向に行ったらいいのではないかとといった議論は、一つ、ある意味では説得力があると思います。

ところが、先ほどどなたか言われたと思いますけれども、今回いただいた資料の中に、事例として一番最後のページにずっと出ております。平成18年度は8件ある。その中に多選というのは、太字が3選以上で4、5、4、4。あとは2、1、1、1です。これは弊害としての事例にはならないと思います。これは決して多選の弊害というものを証明していません。むしろ、そうではないということを行っているのではないかと思います。

ということは、要するに市長というのは権力が集中する。むしろそこに問題があると思うのです。多選ではないと私は思います。権力の集中が、こういった不祥事のほとんどの源である。そういう見方が私は正しいと思います。そして先ほど局長の説明の最後に平成17年度以前というのがございます。その中に、私が聞き間違えたのかもしれませんが、多選というか、7対3の割合だとおっしゃっていませんでしたか。それはまことにおかしい話でありまして、7件というのは3選も入れているわけですね。

（「ああ、そうだよな。そうだ」と呼ぶ者あり）

◆（加藤〔龍〕委員） おかしいではないですか。こっちは太字が3選以上で、4、5、4、4を多選として見ているという意味だと思います。次のページにいくと、今度は3選が多選になってしまう。

それは何か意図があるとしたか私には思えませんが、いかがでしょうか。

(「それは間違いだよ」と呼ぶ者あり)

◎(深川都市経営局長) お手元の資料の(2)は、あくまで資料要求の趣旨に合わせて整理したものでございます。

◆(加藤〔龍〕委員) 3選以上を出してくれという意味ですか。

◎(深川都市経営局長) 太田委員から具体的に3選以上といった御指摘がございましたので、一応こういう整理を行ったものでございます。

◆(加藤〔龍〕委員) わかりました。いずれにしても、私が今申し上げたとおり、多選がトップの不祥事を引き起こすということは、この資料からは証明できないと思います。いかがですか。

◎(深川都市経営局長) 多選であれば弊害がある、あるいは不祥事が起きるといことはございませぬ。そうではなくて、多選の場合には弊害のおそれが大きくなるということでございまして、イコールということではない。これは一般的にも言われているのですが、権力は10年たちますと腐敗する。従来から、権力の集中したところにずっと長くいると、その本人だけではなくて、周りにもいろいろな悪影響があるといわれていることもございまして、そういう意味で、多選の弊害のおそれがあるといったこととございまして。

(「おそれがあるか」と呼ぶ者あり)

◆(加藤〔龍〕委員) ですから、おそれがあるというのは、多選であろうが1期であろうが、これはおそれがあるのです。ですから私が申し上げているのは、多選条例をつくるということは、多選によって多くの弊害が起こるといことを決めつけた条例だと思えます。私は考え方の基本が違うと言っているのです。1期だって2期だって、悪いことをするのはこうやって悪いことをしているではないですか。多選でも1期でも2期でも同じなのです。多選条例を制定しようというその考え方自体、そこるところから間違っているのではないかと私は思っているのですが、いかがですか。

◎(深川都市経営局長) 実際問題、これはもちろん1期でも不祥事を起こす場合もございまして。例えば象徴的に申し上げますと、この資料にもございまして、宮崎県の安藤忠恕知事は1期でございまして。しかも多選条例を出して否決された状況の中でも不祥事があったわけです。

したがって、そういう面では、1期の場合でも不祥事というのはもちろん起こり得るわけです。ただ、権力の座に長くいればそうしたいろいろな問題が起こりやすいということがございまして、今、各政党の中でも4選以上の禁止といった状況が言われているという認識を持っております。

◆(加藤〔龍〕委員) 逆に言えば、それがわからないわけではないのです。それはよくわかりますけれども、水が高いところから低いところに流れるように、憲法に抵触する可能性があるようなことをどうしてもやりたいと言って強行しようとするのは無理があります。

ですから、一般市民の感情はわかりません。多選をすれば権力が集中して腐敗が起こりやすいというのは、ある意味で非常に説得力があるのです。ところが現実がこうであって、そうではないですかと言われたら、それは何のあかしにもならない。起こりやすいというのはよくわかります。そういうふうに分ければ多分市民や国民も、そうだと思うと思います。ですけれども、現実問題として、この資料7から見ると事実ですね。そういうのは証明できていないということも、私は申し添えておかなければいけないと思います。

◆(大貫委員) きょういただいた資料8のところで宮崎県。今加藤委員が多選だから不祥事が起こるおそれがあるわけではないとおっしゃったけれども、そのとおりだと思います。それは認めるでしょう。

◎(深川都市経営局長) 多選だと必ず弊害があるということではなくて、多選の場合には弊害のおそれが高まるということでございまして。

◆(大貫委員) 多選による発生のおそれがある弊害の事例というのではなくて、これはさっき深川局長が言った権力の集中の問題を変えなければいけない。もしくは市長の個性による発生のある弊害と直さなければいけない。1の一般的に言われている市長の多選は個性によると直せばいいのだけ

ども、多選による弊害の中で、独善的傾向が生まれ、助言を聞かない等の政治的独走を招くおそれがある。どこかの市長は全くこれではないかと思うのだ。

そこで一つ質問がある。例の4人の副市長の人選にもかかわるわけけれども、4人目の副市長を置くと言ったときに、名前を出して大変申しわけないのですが、本会議の中で太田議員が、それはおかしいのではないか。やめさせてくれと言った人が局長初め何人もいるとおっしゃっていた。もう議事録に載ってしまっているからいいでしょう。

(「どうぞ」と呼ぶ者あり)

◆(大貫委員) そのときに市長は、それを否定しなかった。事実そういうことがあることは、既に助言を聞かない。これもそのとおりではないですか。それでも4人目を押そうとしている。まさにこの1は本市の中田市長そのものではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

◎(深川都市経営局長) ここに掲げているものは、あくまで平成11年首長の多選の見直し問題に関する調査研究会報告書に書かれた内容で、一般的に言われる話でございます。今大貫委員がおっしゃった話は、ある特定の市長に対する、いわば御自分のお考えだろうと思っております。

◆(大貫委員) 本会議場で否定しなかったということで、私は事実だと思っているのです。先ほどの話で、もし違ふなら、おれはそんなことないと言わなかったのだから。庁内の多くの方々、しかも幹部の方々が、これはやめてほしい、おかしいのではないかとやってきた。それは後で、もしあったら太田委員から言ってほしいのですけれども、しかしそういう事実があった。それは、ここで言っている助言を聞かない等の政治的独走が如実にあらわれている。これが1点。

次に、マンネリズム化等による職員の士気が停滞するおそれがある。例の町田市長選の問題。町田の問題について、職場風上の改善もあります。これはなぜかという、今完全に職員の士気が問題だったということで、ああいう事件が起きたという報告書が出ています。いかがですか。

◎(深川都市経営局長) 町田事件の背景というものは、職員の士気と申しますか、コミュニケーション不足とか、いろいろな要因の中で生まれたものだと思っております。

◆(大貫委員) 職員の士気が停滞してしまったから、ああいうことが起きたとおっしゃっていたのだから。これは1期、2期目にかかわっているけれども、中田市長のやっていることと全く同じではないですか。

(「起こったのは1期目だよ」と呼ぶ者あり)

◆(大貫委員) 起こったのは1期目ですね。実際これは否定できないと思いますよ。

同時に、日常の行政執行が選挙運動的効果を持ち、新人の立候補が事実上困難になるおそれがある。これは行政的な執行ではないにしても、テレビに出て、しかも、この間もちょっと見ていたけれども、大阪でやっているウェークアップ!では中田市長という形で呼ばれているのです。横浜市長として出ている、そういう形で自分の選挙効果を高めるような状況をつくっておく。そのように考えると、この4つあるうちの3つは現在の中田市長そのままです。だから、これがもし多選による発生のおそれがある弊害であるならば、中田市長は早く辞めてもらった方がいいですよ。いかがでしょうか。

◎(深川都市経営局長) 今のは大貫委員の市長に対する見方だと思っております。

◆(大貫委員) 市長に対する見方ではなくて、事実がそうではないですか。何回も繰り返すようだけれども、これに当てはめれば、要するに、そういったおそれがある事例として考えたときに、すべて当てはまると言うのは私だけではないと思います。私だけかもしれないと深川局長は言っているけれども、中田市長の現状を考えたときに、この弊害というのは、まさに市長の個性、権力の集中によって出た問題だということで、多選による発生のおそれの弊害で例に挙げるのは間違い。この資料は間違い。私はそう思いますが、どうですか。

◎(深川都市経営局長) 先ほども申し上げましたように、これはあくまで一般的に言われている首長の多選による弊害でございまして、多選ではなくて1期目で起こす首長もいらっしゃいます。そういう面で、あくまでこれは一般的に言われている弊害だという資料のまとめ方でございます。

◆(大貫委員) 意見が違うわけけれども、議会との間に緊張感を欠き、チェック・アンド・バラ

ンスが保てなくなるおそれ。これはどういうことだと思いますか。

◎（深川都市経営局長） ここにあるとおり、議会との間に緊張感を欠き、チェック・アンド・バランスが保てなくなるということでございますので、なれ合いとか、そういう意味ではないかと理解しております。

◆（大貫委員） 多選になると、なれ合いが生じるということ。これを言うともたいろいろ弊害が出てくるから言わないけれども、実際には、これは議会に対する侮辱ですよ。議会はまじめにやっているのだから、多選がどうか関係ないのです。それをこのように挙げることで自体が問題だと私は思います。

◎（深川都市経営局長） これは資料要求として、一般的に言われている首長の多選による弊害というのを要求されました。平成11年首長の多選の見直し問題に関する調査研究会の報告書で、一般的な弊害としてこうしたものが挙げられておりますので、それをここにお示ししたものでございます。

◆（大貫委員） では当局としてはどうですか。

◎（深川都市経営局長） 一般論として申し上げますと、こうしたことは言えるのではないかと思います。

◆（大貫委員） これは一般論と言っているけれども、現実には、これは多選との関係ではない。これは明確にした方がいいですよ。それを理由にして多選禁止の問題を出すなら、これは間違いと思います。

同時に、これは何回か皆さんがおっしゃっているから余り言わないけれども、これは憲法違反だということにははっきりしているわけです。それから市長は記者会見の中でも、私は禁止条例だと思っていると具体的に言っているわけです。コンプライアンスの問題で、それを法令遵守という狭い意味で考えれば、法令遵守というのは実態に対しても法令遵守しなければいけないと思うので、これは非常に大問題だと思っています。

◆（米盛委員） 私は大貫委員と違って、この平成11年首長の多選の見直し問題に関する調査研究会報告書はなかなか学ぶべき点が多いと思っています。

（「全部を否定したわけではないよ」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 今、発言の最中ですので。

（「間違ったことを言っているから」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 水を差さないようにお願いします。

（「名前を挙げたから言っただけ」と呼ぶ者あり）

◆（米盛委員） 失礼いたしました。

ことしの11月15日に八都県市で国に意見書を上げていますね。この中の6番で、この問題に関する言及があるのですが、この意見書というのは国から回答を求めるものなののでしょうか。

◎（深川都市経営局長） 意見書は、あくまで八都県市が国に対して意見を申し上げる内容でございますので、回答を求めるものではございません。

◆（米盛委員） ここで八都県市の8名の方が連名で国に意見を述べたということで確認すれば、首長の在任期間を法律により一律に制限するのではなく、条例により制限できることを明確にするよう関係法令を改正すること。なお、法令改正までの間に各自治体が在任期間を制限するための条例を制定することについては国として妨げない。神奈川県や横浜市が今議会でやっているようなことを、たとえ法令を改正するまでの間に決めようとしても妨げないでくださいという御意見だったと思うのですが、それでよろしいですか。

◎（深川都市経営局長） はい、そのとおりでございます。

◆（米盛委員） 一方、3年前の平成15年3月の杉並区の自粛条例が最初だったと思うのです。ここを皮切りに8つの自治体で決めてきているということですが、今までの話ですと、禁止条例だと法令違反になって、自粛条例だと法令違反にならないのかどうか、そのあたりの総務省の見解。それから自粛条例でも、御本人だけの任期を制限する場合と、その規定がなければ未来永劫というか、半永久

的に、その先の首長の方も3期までということになるわけですから、法令違反ということで総務省の見解はどうなっているのか教えてください。

◎(深川都市経営局長) 総務省はあくまで、禁止条例は法令違反に抵触のおそれがある。しかし自粛条例については、総務省自体は関知するところではないといった明確な回答がございまして、2番目の本人の自粛だけかといった問題も、総務省としては、そのこと自体に関知しないという状況でございまして。

◆(米盛委員) そうしますと、あくまでも禁止ということを盛り込まなければ、それは構わないという判断でよろしいですか。

◎(深川都市経営局長) 私どもが総務省に確認している中では、禁止条例だけが抵触するのであって、その他の自粛条例等については、総務省はあくまで関知いたしませんということでございまして。

◆(米盛委員) そうしますと、今回の横浜市の条例が禁止条例に当たるのか当たらないのかというところが一つの争点になっていくのかと思います。

そこで、12月1日にスタートした、この間の深川局長の言い方ですと有識者会議といいますか。この有識者会議では、平成11年、7年前に行われている調査研究会の資料説明からということで調査研究会の報告書なども報告されたということですが、平成11年の調査研究報告書は、私はかなり書き込まれていると思うのです。かなり検討がなされていると思うのですけれども、その検討結果をどのように今回の有識者会議で受け継いでいくのかということについては把握されていますか。

◎(深川都市経営局長) 今回、12月1日に発足した総務省の研究会はまだ1回目、委員の御紹介といったところでございまして。来年の5月ごろには答えを出すと思うのですが、その答えの中身がどうなっていくかというのは、これからいろいろ議論がなされていくのであろうと理解しております。

◆(米盛委員) その点に関しまして、きのういただいた資料3に、最近の国会での議論の議事録が載っています。この中でどのように考えていらっしゃるのかというのがわかると思うのですが、11月15日の第165回通常国会の特別委員会で、11ページの最後の平成11年の有識者会議のところでは、多選禁止あるいは多選禁止しない、どちらかの立場を明確にしているものではないということで、政府参考人が、そのとおりと答えていますから、ここでは多選禁止に関しては回答が出ていないという判断でよろしいですね。

◎(深川都市経営局長) はい、そのとおりでございまして。

◆(米盛委員) その後、11月28日、11月29日と議論が進んでいくわけですが、29日の参議院の特別委員会で、平成11年とどう違うのか、平成11年の結果をどう見つけていくのかという公明党の方の質問に対して菅総務大臣が、立候補の自由とか、職業選択の自由とか、憲法上抵触するのではないかと整理してもらった形で発足させましたと答えていらっしゃいます。

では平成11年の調査報告書をどう読むかということですが、これを皆さんは条例提案するに当たって、どのように読まれたかと思うのです。先ほど来、憲法違反かどうかという議論がこの委員会の中で行われているわけです。憲法違反であるという方もいらっしゃるわけで、憲法違反であれば、そもそもこの条例提案そのものが成り立たないのではないかと議論がある中で、この平成11年のところはどのように読まれますか。

◎(深川都市経営局長) 実は平成11年よりもっと以前に、平成9年の地方分権推進計画第2次勧告の中でも、首長の多選の問題について憲法あるいは法律の問題を含めて考えるべきではないかといった指摘もございました。そういう面では、平成9年ごろに、多選禁止問題そのものについて、憲法あるいは法律問題を含めてもう少し議論を深めていこうといった状況になっています。

今米盛委員がおっしゃられました平成11年の調査報告書の中では、多選を禁止する立場の意見と、そうではない意見をいろいろ紹介しているのですが、そういう中で多選の禁止というのが、多選の弊害の延長線上に公共の福祉といった概念を入れることによって、現行の憲法の範囲の中でも法律の改正によってできるのではないかと議論がなされています。そういう意味では、平成11年あるいはまたそれ以降、最近の流れを加味していきますと、憲法自体に違反するといった論調がだんだん薄

らいでいる状況にあるといった認識は持っております。

◆（米盛委員） 平成11年の調査報告書によりますと、はっきりと憲法に違反する、違反しないということは書かれていないのです。書かれていないのですが、いただいた資料の45ページですと、多選を禁止すべきと禁止に反対すべきという両方の意見について整理してきた。ただし、その前に論点を整理していく中で、これらの点には留意すべきであると言って、その第1が立候補の自由の問題なのです。立候補の自由を制限すれば憲法に抵触するから当然だめだということですが、この中で今局長がおっしゃった公共の福祉。だから立候補の自由は権利であるとともに公共の福祉と密接な関係があり、その趣旨からの立候補の自由についての必要最小限の制約は、憲法上も立法政策上も十分考慮されてよいものとしてとらえることができると考えられると言及されています。

憲法に触れる、触れないとはっきり書いていないのですが、前に戻ってみますと、はじめにというところでずらずらと、この報告書はこういうことを書きますということが書いてあって、その最後に、多選禁止が憲法上許容されるとした場合には、禁止する多選の期数、それから連続就任を禁止するかどうか。対象とする地方公共団体の長の範囲。さらに、禁止は条例等によるのかといった制限方式にかかる論点について考え方を整理することとするとしてありながら、最後にこれらは全部検討されているのです。ということは、ここでは一定程度、憲法上許容されると判断したと読めるのではないのでしょうか。その解釈はどうなっているのでしょうか。

◎（深川都市経営局長） そこは非常に微妙だと思うのですが、率直に申し上げまして、そういう見方もできるとは思います。

◆（米盛委員） 確かに、非常に微妙な書き方をされていると思います。これを受けてなのかどうか、今皆さんの政党でも首長に関しては、3選を超えては推薦しないという方針を出されていると思うのです。それは政党が方針を出すことは全く自由であって、何ら問題ないと思うのですけれども、それに関連して、実は自民党の中川幹事長が、政党としての首長の3選を超えては推薦しないということで、多選禁止は長年議論してきたテーマだが、いろいろな多選による不祥事を初め弊害が続いているので、党としての姿勢をしっかりと決めていくべきという判断であるとおっしゃった後で、多選禁止の法制化については、途中飛ばしますけれども、旧自治省の有識者会議というのが平成11年ですね。これでは、この多選制限を法律で決めても憲法に触れるものではないという報告書も出ているという判断をされている。これは11月10日の記者会見です。とすると、解釈上は日本国憲法には抵触しないということになりつつあるのではないかと思います。ほかに地方自治法と公職選挙法にも触れるおそれがあるということですが、日本国憲法に抵触しないということになると、地方自治法や公職選挙法の大きな根拠というか、その上にかかっている条文は日本国憲法ですから、地方自治法や公職選挙法も、そのところを改正することはできることですね。

◎（深川都市経営局長） そこは明確に多選禁止という議論を行う場合の話だと思いますが、その場合にはまさしく、今回、12月1日に総務省に設置されました首長の多選問題に関する調査研究会の中でも、その辺の問題は議論になると理解しております。

◆（米盛委員） 私は今、多選に関連した議論がどんどん進んでいる最中かと思います。そうすると、この間、八都県市が国に上げた意見書というものが生きてくると思うのです。そのときに国が一律に決めるのか、それとも分権の精神から地方が率先してやっていくのかという、今まさにこのせめぎ合いの状況かと思います。

平成11年の報告書の中でも、こうしたことは民主主義の担い手である国民や住民が、民主主義のルールとして多選禁止の必要性についてどのように判断するかということであると書かれていて、それはまさしく、民主主義の担い手である住民や市民の代表である議会が今取り上げて議論していくべきことなのだろうと思うのです。ですから入り口のところとして、憲法違反云々ではなく、議論が今こういう時点にあるということから議論を進めていくべきと私は思います。

その先の多選の弊害云々ですが、多選であれば必ず不祥事が起こるということではもちろんないですね。因果関係はないけれども、可能性は高くなるとよく言われます。権力は絶対腐敗すると言われ

ますけれども、そういう中で多選による弊害、不祥事を起こすというだけでなく、さまざまな弊害を排除していくということは、この間いただいた資料の世論調査の結果でも市民からの意見が多いことですから、私はこの時点で検討に入っていったいいことなのではないかと思いますので、ぜひ多選の弊害云々についても皆さんに議論していただきたいと思います。

（「議論そのものがめちゃくちゃですね」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） この際、昼食のため60分間休憩いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） さよう決定させていただきます。
再開は1時半にさせていただきます。
それでは休憩いたします。

△休憩時刻 午後0時27分

△再開時刻 午後1時32分

○（田中委員長） それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。
質疑を続行いたします。

◆（木村委員） 午前中の皆さんの質疑を聞いて、私も何点か、重複することもあるかもしれませんが、整理してお聞きしたいと思います。

この資料の中の憲法と法律上の争点、一つ一つ確認していきますが、まず争点1。憲法の保障する基本的人権との関係で、職業選択の自由と法のもとの平等等の憲法が保障する基本的人権を侵害するか否かとあります。今出されている市第74号議案は、この侵害するか否かについてはどのように解釈されますか。

◎（深川都市経営局長） 今木村委員がおっしゃいました基本的人権に抵触するかどうかということですが、例えば平成9年の分権推進委員会あるいは平成11年の首長の多選の見直し問題に関する調査研究会。そうした一連のいろいろな議論の中で言われていることは、多選禁止そのものが憲法の基本的人権あるいはまた法のもとの平等とか職業選択の自由といったものにストレートに抵触するかどうかというのは、ある面で言うと大いなる議論があるという状況の中で、法律の改正を行えばやれるといった論者も多くなっています。そういう面で、今回12月に発足した総務省の首長の多選問題に関する調査研究会も、憲法論議も含めまして、あるいは立法政策上の問題も含めまして、いろいろな検討をしていこうとしているのだと理解しております。

◆（木村委員） 質問は、議案で出された市第74号議案は、今の憲法の基本的人権等に違反なのか違反でないのかということをお聞きしたのです。

◎（深川都市経営局長） 失礼いたしました。現在、市第74号議案として御提案している内容におきましては、いわゆる多選禁止条例というものではありませんので、そういう面では本来、憲法への抵触の問題はないという認識をしております。

◆（木村委員） 次に公職選挙法との関係で、被選挙権の要件を定めた公職選挙法にない新たな制限を条例で制定することは公職選挙法に抵触するか否か。これは選挙管理委員会に聞きたい。

◎（小倉選挙管理委員会事務局長） 公職選挙法におきましては、在任期間については定めておりません。したがって、従来の見解ということでは、委任規定がない限りは、一応抵触するという解釈でやっております。

今回の条例案につきましては、本市としての原則あるいは法則を宣言するものとしての条例でございますので、そういう性格からいたしますと、公職選挙法に抵触することにはならないと考えております。

◆（木村委員） もう一つ、日本国憲法及び地方自治法の定める条例制定権との関係で、法律よりも厳しい制限を条例で課すことは、日本国憲法及び地方自治法で定める条例制定権の趣旨や範囲を逸脱するか、しないかということですが、これは資料の憲法上の多選禁止に関する争点の中の第94条、地

方公共団体の機能ということで、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができると思いますが、今出されている市第74号議案というのは、この条例制定権の趣旨の範囲内なのか、逸脱しているのか。その辺の解釈を求めます。

◎（深川都市経営局長） 本市の条例は、あくまでも横浜市の自治のあるべき姿を宣言した性格の条例でございます。そういう面では法律を超えた内容ではございませんので、そういう趣旨には当たらないと理解しております。

◆（木村委員） 基本的なところをまず聞きました。それで皆さんはこの議案をどう解釈するか。はっきり言うと、どう認識していくかという問題にかかわってくるわけで、ある人は憲法違反だと言うし、合憲だと言う人もいるだろうし、委員会は大いに議論をするという立場であるわけです。

この議案を見ると、在任期間のところ、あくまでも市長の職にある者は、職に連続で3期を超えて存在しないものとする。この存在しないものとするという解釈は、どういうことになりますか。

◎（深川都市経営局長） 一番わかりやすい例で申し上げますと、在任してはならないといったものが禁止条例でございます。横浜市の今の条例案は、条例の第2条にありますように、市長の職にある者は、その職に連続して3期を超えて在任しないものとするという意味で、そういう面では、在任してはならないという禁止の扱いではないという意味合いでございます。

（「言葉のあやです」と呼ぶ者あり）

◆（木村委員） ごまかしてはいけません。そこがよくわからないよ。日本語というのは、存在しないものとするというのは、存在させてはいけないということではないの。僕らは憲法学者でも法学者でもないけれども、一般論として、存在しないものとするというのは、当局の説明によると多選禁止ではないと言っているわけです。多選禁止ではないと言うけれども、ではそれは何なのかと聞くと、あくまでも法的なものではないということで、本市のルールを決めたとか、宣言したものとかが、こういう言い方を何度もしていらっしゃるわけです。その宣言したものというのはどういう意味なのか、法的根拠というのはどういうことなのか、その辺がなかなか理解できないのです。

例えば、先ほどからおっしゃっているように、本市のルールというものは条例なのか、それとも規則なのか。もっとはっきり言うと、精神的なものか、マインドなのか。それから宣言したもののものは、一体実態は何なのか。法的な根拠なのかどうか。その辺を明確に説明してもらえませんか。

◎（深川都市経営局長） 冒頭申し上げましたように、この条例は法的な拘束力はないということでございますので、このようにしなければならぬといった性格の、法的に強制力を持ったものではないというのがまず1点でございます。

それから、条例案にありますように、その職に連続3期を超えて在任しないものとするというのは、あくまで横浜市全体の自治のルールとして、このようにありたいという宣言としての性格を持っているということでございます。

◆（木村委員） 今ルールとおっしゃっていました。選挙管理委員会にお聞きしたいのですが、例えば4期目で同じ人が立候補した場合には、今の法令、法律ではどうなりますか。立候補できますか。

◎（小倉選挙管理委員会事務局長） 先ほど言葉が足りなかったかもわかりませんが、多選禁止条例というものにつきましては在任期間を禁止しておりますので、公職選挙法において委任規定がない以上は抵触するという考え方でございますので、禁止しない限りは、私ども選挙管理委員会としては、それは立候補の届けが出てきた場合には受理することにならざるを得ないといえますか、そういうことになるということでございます。

◆（木村委員） そうしますと、深川局長は横浜市のルールとして決めたとおっしゃいました。しかしながら選挙管理委員会では受理すると言っています。同じ横浜市でそのようになった場合に、周囲はこの辺をどう解釈するかです。

◎（深川都市経営局長） 先ほど来申し上げておりますように、あくまでこれは法的な拘束力ではないということでございます。法的な拘束力はありませんので、例えばこの条例が成立した場合でも、

4選で立候補することができない、あるいは選挙管理委員会で受理できないということにはならないと思います。

◆（木村委員） その辺がよくわからないね。こちらではなるべく努力として宣言して、4選以上は在任しない宣言だと今おっしゃっている。選挙管理委員会では受理すると言っている。ということは、法律はどちらが正しいのかとなると、選挙管理委員会が正しいのでしょうか。公職選挙法が正しい。だから立候補できる。できるにもかかわらず、この議案の中身に3期を超えて存在しないというふうにあえて入れてくる。我々がこの条例を解釈する上で、ここが非常に理解できない。

もう一つ聞きますが、条例の提案理由の中に、自治体の自主性・自立性及び市長権限の時間的分権の観点と書いてあるけれども、これはどういう意味ですか。

◎（深川都市経営局長） これは、実は八都県市の中でも言われた話ですが、自治体の首長の選び方において、全国一律に行うべきではない。それぞれの自治体、例えば人口の規模とか、風土とか、いろいろな差がありますので、本来は、それぞれの自治体独自の判断で首長の任期を定めた方がいいのではないかといい議論もございました。したがって、そういった趣旨が今の言葉の中に反映されていると思います。

◆（木村委員） さっき言った憲法第94条の範囲内という解釈でよろしいですか。

◎（深川都市経営局長） はい、そうでございます。

◆（木村委員） 我々がこの条文を幾ら読んでも、なかなかすとんと落ちないというか、存在しないと言って、なおかつ、もともとの提案理由の中に、先ほどから議論があるように、弊害が発生するおそれのあるものというか、言ってみれば性悪説を前提とした条例になっているのですけれども、かといって立候補はできる。けれども、片方では多選はまずい。できたらやらない方がいいみたいな条例になっているのではないですか。こういうものを出してくるというのは、僕個人としては物すごく理解に苦しむのね。一応は禁止ではないですよ。けれども、3期を超えて存在しないものとするのです。ということで、選挙管理委員会では立候補できます。ということは、この条例の本質は一体何を言いたいのだ。何をしたいのだ。

◎（深川都市経営局長） 今木村委員のお言葉にございましたように、民主主義を守るための幾つかのルールというのは、これに限らずいろいろなものがございます。たとえて言うと、三権分立というもの、ある面では民主主義を守ろうとする一つのルールだと思います。市第74号議案というのは、現行の法令の範囲の中で民主主義のルールをいかに守っていくかという、あくまで現行法令の中で民主主義を守っていく一つのルールを御提案した内容だというふうにも理解できると思います。

◆（木村委員） 少し角度を変えますけれども、なぜこの時期に市はこういう条例を出されたのですか。

◎（深川都市経営局長） 大きく言うと2つあるかと思いますが。世の中、いろいろな意味で、多選の知事の不祥事が最近非常に多くなっている状況の中で、全国的な動きの中で、これは新聞報道を含めまして、多選自体の弊害のいろいろな問題点が浮き彫りになっているというのがまず第1点ございます。

第2点は、国、特に総務省で、そうした状況を受けまして、今回12月に首長の多選問題に関する調査研究会を発足させた。そうしたものも頭に置きながら、今回の条例案の提案をしたということでございます。

◆（木村委員） 今いろいろやりとりした中で考えるのだけれども、気になるのは、第2条の超えて存在しないものというこの言葉からいろいろなことが解釈できるし、先ほどの宣言とか、これはどういう規定なのか。横浜市のルールだと言っても立候補はできると言っているし、これは一体どのように理解したらいいのかということで非常に悩ましい議案です。金田副市長、何かありますか。

◎（金田副市長） 今深川局長からも答えさせていただきましたけれども、現下では、多選の問題について先ほどいろいろ議論がありました。地方自治体の大統領制ということでの多選の弊害というのを考える中で、今まではこれを禁止するか、しないか大いに議論のあったところでありましてけれども、

法律に何らかの禁止的な、法的なことはできないだろうかという議論がある中で、現下の制度にある法令を前提にするならば、自粛に近い形で、これは禁止法ではありませんけれども、それぞれみんな立候補に当たって考慮しまして、自粛ですから、そういう形でやっていくことが全体としての日本における流れに沿っているのではないかと。ということは、地方自治に寄与するのではないかと。そういう考え方でやっていこうと思っております。

◆（木村委員） あえて禁止ではない、自粛だということであれば、本人以外にも決めていくということに物すごくいろいろな思いがあるのですが、なぜ本人以外にもこの条例を課せようとしているのか。その辺は議論があるけれども、もともと政治家というのは自分がきちっとやればいい話でね。我が党も、ことしの予算特別委員会の代表質問で、3選について、総合的な見地からということでお話しさせていただいたのですが、なぜ自分以外にもそういうものを課せようとするのか。金田副市長、その辺についてはどうですか。

◎（金田副市長） 地方自治体というのは国と違って大統領制です。大統領制における多選の弊害ということについて議論されているわけですから、どのようにそのことを解決していったらいいだろうかと。民主主義にとって、また地方自治の寄与ということで、どのようにしていったらいいだろうかと。これを全体として考えていかなければならない。個人の問題だけでなく、全体システムがどうあるべきかということを経段階で、現在の日本国内における法令、それから議論の進行状況を見て、それを問題提起していくことも含めて必要ではないのか。そのように考えております。

◆（木村委員） その辺が、さっきの憲法の職業の選択とか、いろいろなものに抵触するか、しないかという議論になって、何度も言うように、僕は憲法学者でも法学者でも何でもありませんけれども、その辺が議論の大きな分かれ目になるという気がします。

あえて横浜市でこういうことをしなければいけない。今我々議員がこれを審査して、どういう判断をするかという話はあるのですが、この条例そのものについて市民がどんな意見を持っているかというのは聞いたことありますか。

◎（深川都市経営局長） 横浜市自体でのアンケートというものはございませんが、先にお渡しした資料の中にある神奈川県民のアンケートあるいは各新聞社のアンケートといったものはございます。例えば読売新聞が平成15年にやったものは回答数が一番多いのですが、そこでも約8割弱が多選は問題だと言った、そういうアンケート結果があります。

◆（木村委員） お聞きしたいことは大体ポイントを絞ってお聞きしましたけれども、これをやるとすると政令指定都市の中で初めてですね。ほかの政令指定都市の動きというのは余りないわけでしょう。その辺はどうなのですか。

◎（深川都市経営局長） 川崎市は、自粛条例ではございませんが、一応ございます。横浜市のような方式の条例というのは、今のところはどこにもございません。そういう面では、本市の条例が成立する場合には、まさしく初めてのことになるかと思っております。

◆（木村委員） その辺の解釈の整理がなかなか難しいと思いますね。終わります。

◆（中島〔憲〕委員） 先ほどからずっと伺ってございまして、小倉選挙管理委員会事務局長に聞きたい。具体的に、それは出せば受理しますと言うけれども、例えばこういう条例が存在するとして、仮定の論理というのを私は余りやりたくないのだが、選挙管理委員会の窓口としては、この条例をどのように扱うのか。出たいと言った人に、はい、そうですかと言うだけで始末するの。受け付けるということについては理解したよ。けれども、そこまでにどのような過程を踏むのだろうかということね。はい、そうですか。わかりましたと、これでいいのかしら。

◎（小倉選挙管理委員会事務局長） 選挙管理委員会といたしましては、一定のルールの中で事務の手順を進めていくということでございますので、受理の段階におきまして、受理することを阻むものがない限りは、私どもとしては受け付けをさせていただくということでございます。

◆（中島〔憲〕委員） 阻むものがなければというのはいいのよ。この条例が存在したとして、事前にこの条例というものを市民の皆さん、ないしは被選挙権を持つ人にどのように提供するのかという

こと。提供しないのか。広報も何もしないのか。

◎（小倉選挙管理委員会事務局長） 私どもとしましては、通常の条例も必要な限度においていろいろな形で伝えさせていただきますので、この場合におきましても、必要な限度で対応させていただくということでございます。

◆（中島〔憲〕委員） まだ決まっていはいないのだから、例えば3年後にもしこの条例が存在するとして、そのときに市長選挙がありますということを言いますね。そのときには資料の一つとして置くの、置かないの。

◎（小倉選挙管理委員会事務局長） 現在、私どもが受理するときに、公職選挙法の第10条、第11条につきましてはお示ししておりません。

◆（中島〔憲〕委員） そのことは、普段啓発活動では使うけれども、それ以外にはないということでもいいのですね。

（「だから使うことが問題なんだよ」と呼ぶ者あり）

◆（中島〔憲〕委員） ということは、この条例案はあくまでも理念を求めたものなのか。これは深川局長に聞きたい。

◎（深川都市経営局長） 先ほど申し上げました横浜市の自治のあり方という考え方ですね。そういうものを、ある面では明示した内容であると理解しております。

◆（中島〔憲〕委員） 私どもも、いろいろこういう議論を展開しているわけだから。ただ、今まで聞いていて、多選の弊害はあるけれども、多選でない弊害も多いというのはよく理解できるのよ。それは人も絡む、組織も絡む話だから、これはどのように見ても多選の弊害が第一義に出てくるというのは、議論を深めれば深めるほど難しい話だと思う。それは逆に言えば、ある程度すばつと、局長が言ったように、総合計画は10年計画でやるのだ。そのためには3期ぐらいないと真つ当な政策は展開できないという話を聞いているのだけれども、これは本当なのか。今の時点では、3年計画、5年計画でやるというのは時代がおくれてしまうのではないかという話もある。だから逆に言ったら、2期で終わりの方がいいのかもしれないよ。

◎（深川都市経営局長） 多選の基準を2期で置くのか、3期で置くのか、あるいは4期で置くのかというのは、明確にこれが論理的であるというのはありません。しかし一方で、先ほど申し上げた話あるいは現在各政党の中でも、おおむね3期といった形の中での基準がいろいろなされている。あるいはまた有識者の議論の中でも3期というあたりが言われているということを総合的に考え合わせますと、3期12年というのがおおむね妥当ではないかといった話でございまして、それでなければならぬという問題ではないと思っております。

◆（中島〔憲〕委員） 先ほど金田副市長が、大統領制と似たようなものだという発言をされましたでしょう。それは私もそう思うの。憲法で規制できないというのは国の調査会が決まっていなからなのです。国の調査会が決めれば、当然にしてこれは憲法の中に入ってくるだろうというのは感じる。ですから憲法改正、憲法論議までではなく、地方の首長の多選を禁止するためのものは公職選挙法一本でいいのではないかと私は思うのだけれども、そここのところは全然だめなわけ。

◎（深川都市経営局長） 先ほども若干触れましたけれども、有識者の間では、現在は法改正でいいのではないかという意見が非常に多くなっている現状でございます。いずれにいたしましても、憲法の議論もございまして、そういう面で総務省が設置した研究会の中では、そうした議論も踏まえて検討していこうという状況でございます。

◆（中島〔憲〕委員） 先ほど憲法改正までと言ったから、私はおかしいと思ったのだ。憲法改正のところまでという話になったら、これは改憲の中に突っ込んでしまうから、私らは、どこまで進んでいくのかという気がしていた。そうなってくると、その整合性を見ていけば法の解釈でいい。だけどこれは、法の解釈を待っていたら、このデータを見ても、市民の6割から7割5分の人たちが、やはり3選までだと言っているわけでしょう。そういうことを考え合わせると、待つことが大事なのか、少し先取りするのが大事なのか、この辺は議論の余地があるのだけれども、副市長はこれを出す

ときに、議事録はとっていないだろうと思うけれども、そのあたりはどういうやりとりでここまで至ったのか。それを教えてください。

◎（金田副市長） 議事録はとっておりません。私の頭の中に残っているだけでですが、これは3人の副市長と市長で何回か議論しております。

まず議論の枠組みですけれども、これは当然憲法上の議論をしなければなりません。制度上の枠組みとしては、あくまでも法律を改正するというところの業務ではないかと思っています。この法律も、公職選挙法で改正するのか、もともと地方自治の枠組みをどのようにするか議論する地方自治法でやっていくのか、この2つの議論があります。今の調査会の中でも、これは理念上の議論ではなくて政策上、つまりこれは地方自治体の枠組みをどのようにつくっていくかという政策上の議論であるという意見もかなりございます。そうしますと、この議論を調査会でやっていただくとおり、いろいろな場面でこういう議論なり問題提起をやっていく必要があるだろうということで、現在の法制度を前提にしながら、総務省の見解もいただきながら、現在の枠組みの中での問題提起をしていく必要があるだろうということになって、今回御提案させていただいた次第でございます。

◆（中島〔憲〕委員） 枠組みの中で及べる範囲というのは少し理解したのですが、私らは逆の立場も想定していた。禁止条例ならどうでしょうか、自粛条例ならどうでしょうか。それでもない、これでもないという条例だから、おやおやという気持ちはあったわけね。だから今私が副市長に聞いているのは、それは現行法令の中でもということを行っているのは承知している。けど、その範囲の中でも、国の調査会の方向性を見ながら少し先に走っても大丈夫かということと酌んだのか酌まないのかということ。この点を聞きたいですね。

◎（金田副市長） これは八都県市で議論されている中で、仮に制度ができたとしても、各自治体の中で自主的にどのように選ぶかという制度にしてほしいというのが大多数でございます。そういうことを踏まえまして、これは我々の方から問題提起をしていく。自粛条例か禁止条例かという議論はもちろんありますけれども、問題提起をしていって、市民の中でも多くの市民の要請があるということと考えますと、やはりこういう問題提起をすることは必要だという見解に立っております。

◆（中島〔憲〕委員） ということは、国の流れを見ながらも、八都県市ばかりではなく、数にしたなら1,800ぐらいある自治体それぞれが皆、この問題については悩まなければいけない問題だろうと思うのです。不祥事があるとか、ないとかいう次元の問題ではなくて、要は地方の自治をどう確保していくか。それを選挙で選ばれる首長が何年やったら、長いところだったら20年やっている人もいるのだから、これだけ見て、知事の中でもそれだけいる。村長や町長にしてみれば、無投票で何期もやられる方もおられる。だからそういう中でいくと、それだけの絶対的権力を持つところについてはお互いに決めていこう。それを国が一本で決めるのではなくて、自治体そのものがもう少し独立、自立した形で決めていこう。そのはしりになりたいという考えで、市長が言ったのか、皆さん方が考えたのか、一体どういうところなのか。

◎（金田副市長） 法令の性格、法律上も、今回はともかくとしまして、問題提起をしていこうということは、これは間違いなく現下の総務省内での議論の動き、それから日本全体の動きに即して我々は問題提起していかなければならない。ただ、その内容をどのようにするかについては、総務省とのやりとりの中で、現下の法令に違反しない、それに即しているという動向で最大限どんなことができるのかということを議論して、こういう提案になった次第でございます。

◆（中島〔憲〕委員） もう一つは2期と3期の問題です。2期でかえろというのなら修正に応じる考えがあるとかないとかいう新聞記事の内容を見たのだけれども、それはそうなのか。何でそういう言葉が出てくるのかというのが私には不思議なのです。

◎（深川都市経営局長） 記者会見の中では、市長からそうした発言がございました。

◆（中島〔憲〕委員） そういう発言が出るということ自体、私らが理解に苦しむところなのです。それは提案したところでの記者会見だから百歩譲っていいとしても、まだ何もしていないときに何で2期と3期の話が出るのか。それは後で皆さん方、どういう考えでこんなことを言ったのですかと聞

かないのか。

◎（深川都市経営局長） 2期8年の話は、あくまで記者の御質問にお答えした話でございますので、今回の……。

（「記者のせいだよ」と呼ぶ者あり）

◎（深川都市経営局長） そういうわけではございません。

（「みんな記者が悪いのだ」と呼ぶ者あり）

◎（深川都市経営局長） ただ、市長自身も3期12年あるいは4期とか2期といった議論は、まさしく市会の皆様方を含めて大いに議論していただきたいといったことも一方では申し上げていると理解しております。

◆（中島〔憲〕委員） 金田副市長、今のような、まだ何もなっていないうちに、芽が出るのか出ないかわからないうちにそういう話が、これに限った話ではないと思うのです。いろいろなところで、いろいろな話を聞くのだけれども、どういう……。

（「独善的だからわからない」と呼ぶ者あり）

◆（中島〔憲〕委員） 独善的。それでおさめればいいのか。

（「弊害、弊害」と呼ぶ者あり）

◆（中島〔憲〕委員） その辺のところを金田副市長、後でどうなった。

◎（金田副市長） これは、いろいろな御質問のやりとりの中で出てきたものかと思えますけれども、基本的には、原則的にといいますか、あくまでも市会の中でいろいろ御議論していただくという決め方に従っていきたい。そういう御趣旨の発言ではなかったかと思えます。

◆（中島〔憲〕委員） では市会の議論の中で従っていききたいと。これは3期、2期だけではなくてね。

（「そんな条例の提案ってないじゃない。そんなばかな話ないじゃない。おかしいよ、それ。侮辱だよ」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 委員長から当局に伺いますけれども、今の発言というのは、議会審議を通じて修正にも応ずるといふことの返答なのかどうかを再確認します。

（「提案じゃないよ、それは」と呼ぶ者あり）

◎（金田副市長） 私の言葉が足りなかったと思えますけれども、これは絶対的なことではないです。これは問題提起ということを含めて、市会でいろいろ御議論していただきたいということでございます。もちろん当局側としては、今回出した御提案は、我々としては最善のものを御提案するというところでございますけれども、いろいろ御議論いただきたいという趣旨のことでございます。

◆（中島〔憲〕委員） 要は、今言っているように最善のものを出したのでしょ。最善のものを出しているのに、なぜ2期にも応じましようとなるのか。そういうものは、では修正案に応じられるのかという話になってしまうのよ。だから私らは法律を一生懸命読んでいるのです。法律用語ほどわけのわからないものはない。条例よりももっとわからないね。どっちに解釈していいのかわからない。判例などはまさにそうよ。だからそこをきちんとしてくれないと。いろいろな中で、修正に応じるなら応じますと言ってくればいいですよ。その辺はどのように考えていますか。

◎（深川都市経営局長） 先ほどお話ししたのですが、多選をどこで切るかということで言いますと、2期8年とか、3期12年とか、いろいろな議論がございますが、横浜市としては、計画行政の中あるいは各政党の中での議論あるいはアンケートという全体のことを総合的に勘案いたしまして、3期12年が一番いいという判断のもとに御提案したものでございます。

◆（中島〔憲〕委員） 市長の発言は公式の発言で言っていないから、そこは500歩ぐらい譲っておいてもいいと思う。ただ、事ほどさように、人を惑わすような言葉が多いのだ。そここのところが私らの判断する材料に非常にマイナスになってくるわけ。それだけはしっかりと申し上げておきたいと思えます。

3期12年がいいのか、2期8年がいいのか。局長は今、3期12年が最もいいと話をされた。大統

領にしても、年数はいろいろあるかもしれないけれども、2期というのがオーソライズされた考え方になっている。その辺はどのような議論を重ねてきたのですか。

◎（深川都市経営局長） アメリカの場合には2期といったものが大勢を占めていますが、それはそれぞれの国の置かれた状況あるいはまた国民性の問題とか、いろいろな問題の中で決められていく話でございます。2期8年が一番好ましいとか3期12年が好ましいというのは、それぞれの自治体の置かれた状況の中でおのずと決めていくべき問題でございますので、ある面では、一律にこうでなければいけないといったものではないと理解しております。

◆（中島〔憲〕委員） 話をもとに戻して、局長の考え方としては、とにかく一つの政策を全うさせるためには12年という長さが必要だ。だからこの条例に掲げた年数、期は3期12年にしたということによろしいですね。

◎（深川都市経営局長） はい。

○（田中委員長） これは重要な問題ですので、委員長として審議の進め方の中で申し上げますと、2期とか3期は条例上わかるのですけれども、8年とか12年とは言えない条項になっていると思うのです。その辺を当局、確認をお願いします。

◎（深川都市経営局長） すみません。2期とか3期というのは明確でございますが、おっしゃるように、8年とか12年という中身ではございません。

◆（田野井委員） まさに金田副市長も深川局長も、先ほど来質疑がありました多選による弊害の独善的傾向というのが、これは長期だろうが短期だろうが出てきている。日本語で言えば上意下達、英語で言えばトップダウン的なことの中で本当につらい答弁をさせて、私は心から後悔しました。

（「お悔やみ申し上げるか」と呼ぶ者あり）

◆（田野井委員） そこで提案理由を見ますと、時間的分権の観点という叙述があります。

（「分権しているのだよ」と呼ぶ者あり）

◆（田野井委員） このことが、つまり1期であろうと何期であろうと、市長に権限が集中しているということを指しているのですか。

◎（深川都市経営局長） 時間的分権のお話だと思うのですが、いろいろな分権の考え方がございまして、民主主義を守る仕組みとして、機能面での分権というのは、例えば代表的な三権分立というのは機能面で権限を分権しているわけですが、それから空間面での分権というのもございまして、これは中央の権限を、それぞれの自治体、地方に移すという面での分権です。

そういう面で、ここで言うところの時間的な分権という意味は、ある面では時間的に制約を与えるということと同じですが、長い期間、同じ人間がずっと権力を持つというのが民主主義において弊害が多いので、そこで時間的に制約をいたしましょうという意味合いで、ここで時間的分権といった内容でお示したということです。

◆（田野井委員） 長いと弊害があると、こういう決めつけになりますね。

（「そうだよ。だれが決めたのだ。独断はだれだ」と呼ぶ者あり）

◎（深川都市経営局長） 弊害が起きやすいということでございます。

（「何だよ。そんなことは一つも書いてない」と呼ぶ者あり）

◎（深川都市経営局長） 先ほど申し上げましたように、権限が一つのところに集中している場合には、長ければ長くなるほど権限の集中による弊害が起きやすいという意味でございます。

◆（田野井委員） 過去のことを引きずり出して申しわけないのですが、市長が当選して即、港湾病院の民営化の問題がありました。あり方検討委員会が3つの方向性を出しました。そうしたところ、民営化はとるべき道という記者会見をしているわけです。当時の衛生局が港湾病院について、移譲による民営化、公設公営、民営化とあったのですが、いきなりそういう発言をされた。これは議会軽視だということで激しく、今でも記憶しておりますが、月5回ぐらいの委員会を開催いたしました。これは当然時間的分権の観点というとらえ方があるかも知れませんが、1期目で、当初からそういうトップダウン方式で、方向ありきという記者会見をされているわけです。

ですから私は、短期であろうが長期であろうが、その人の持てるものによって、この多選による弊害という中で独善的とか人事の偏向性、つまりこれはマンネリ化ではなくて、そういったことで私は今職員の士気が物すごく低下していると思っているのです。やる気を引き出す、今いる職員を大事にするという意味合いの中で、いろいろ委員の皆さんの質疑を聞く中で非常に理解に苦しむと感じておりますが、いかがでしょうか。

◎（深川都市経営局長） 実際にこれは市長もお答えしているのですが、不祥事とか、いろいろな問題というのは、まずもって個人の資質の問題であるというのは市長も明言しております。

（「やはり多選によるものではないよ」と呼ぶ者あり）

◎（深川都市経営局長） そういう面では、まさしく個人の資質の問題が大きいのですが……。

（「辞めてもらわなければいけない」と呼ぶ者あり）

◎（深川都市経営局長） 今回の場合には、あくまで健全な民主主義を守ろうとしていくそのための仕掛け、いわば制度ですね。そういう制度とかシステム自体を確立していきたいという話でございませぬので、今田野井委員のおっしゃられる思いはよくわかりますが、それはそれとして、仕組みとしてどうするかといった問題のアプローチが今回の条例の提案になっていると理解しております。

◆（田野井委員） 人事の偏向化ということもあるのですが、これは4人目の副市長をまた外から持ってくるようなことを既に公言されている。まさにこれは職員意識の弊害になると思っています。本当に汗して頑張る職員がたくさんおられるし、ITだ、開港150周年だ、サミットだと言っても、今の職員で十分できるのです。誇りを持てる横浜市の職員だと私はいつも思っております。

調子がいいのですよ。あるときにはあり方検討委員会が決めたこととする、あるときにはあり方検討委員会の答申を無視する。そういうことの中で、私は資料要求させていただいて、これをごらんいただくわかるように、飛鳥田市政までが統一地方選挙でした。投票率は60%台をキープしておりましたが、辞められて、その後、細郷市長、高秀市長、中田市長と投票率自体が30%台に落ちていったということです。

この裏面を見ますと、それにかかる費用が、平成10年が9億5,000万円、平成14年が10億円を超える。平成18年が9億9,000万円。こういう形であるわけで、市長は常に非成長、非拡大と言われている。これを逆算すると、大変な金額で単独市長選挙が行われているわけでございます。

そこで小倉選挙管理委員会事務局長にお伺いしたいのですが、これが真の統一地方選挙になったとして、費用の問題は、今は単独市長選挙だから10億円前後かかっていますね。この辺を勘案すると、同時に行った場合に、この費用はどのくらい組んであるのか。今答え出ますか。

◎（小倉選挙管理委員会事務局長） 一定の試算ということでお話しさせていただきますと、1億円ほど上乘せすれば、統一地方選挙の中でできるということでございます。

（「統一地方選挙プラス1億円でできる」と呼ぶ者あり）

◆（田野井委員） まさに非成長、非拡大の中で、本当に市民にとって厳しい予算査定がさまざまな分野であるわけ。地元の業界団体もすべて疲弊している中でそれだけ浮くということは、期数ではない、年数ではないというと、金田副市長、市長は真の統一地方選挙に来年した方がいいのではないかという思いでこれを出しているのでしょうか。

（「そうだ、3選だ」と呼ぶ者あり）

◎（金田副市長） 私がお聞きしている限りでは、そういう議論というのは、今までは存じ上げておりませぬ。

◆（田野井委員） 先ほどの深川局長答弁で、その目的は世論とか世の中の動きとか言われましたが、市長自身も、そういう今の現状、御自分が置かれている立場をわかり始めてきたのかという意味合いでこれを出されたのか。そんな推測をしているのですが、あくまでも推測でしょうか。答えられないでしょうね。

◎（深川都市経営局長） 多選禁止の話は、そもそも中田市長が今回の選挙でマニフェストに掲げたものでございます。そういう面では、多選の問題についていろいろアタックしたいというのがまず1

点あると思います。

それから現在の社会状況、世論あるいはまた総務省の研究会の設置。そうした状況の中で、横浜市が自治体として率先してそうした議論をリードしていくということも、非常に強い影響をしているのではないかと考えております。

◆（田野井委員） いずれにしても、12月1日から総務省の研究会がスタートしたということの中で、私は今回のこの提案につきまして、議論は大いに結構だと思うのですが、なぜこの時期かという疑問符を投げかけて、質問を終わりたいと思います。

◆（牧嶋副委員長） 私も資料請求をさせていただきましたので、それに基づきまして何点かお伺いしたいと思います。

先ほどから深川局長が、民主主義のルールの特害と言い直して、起きやすいとか、こういう言い方を何度かされているのですけれども、民主主義のルールという考え方で、この多選とか自粛とか禁止ということはどうとらえるのか。すごくあいまいな質問の仕方ですけれども、思ったことで結構です。

◎（深川都市経営局長） 現行法制度上は問題です。仮に神奈川県のような多選の禁止といった条例の場合には、まさしくそのような仕掛けですね。禁止するという決まりのルールを、ある面では明確にしていくわけでございます。

横浜市の条例の場合には、いわゆる禁止条例ではなくて、ある種の宣言条例といった性格のものでございますので、明確にこれをやってはいけないというものではございませんが、このようにありたいといったことを宣言した内容であります。そういう面ではルールほどがちとしたものではございませんが、そうしたものの方向づけといった考え方であると考えております。

◆（牧嶋副委員長） 今の言葉の中に、がちとしたとか、そういうものではなくてという言い方でお話がありました。ただ、それで条例という形をとった場合、条例というのはぐにやぐにやなもので、だれがどう勝手に解釈しても構わないものなのかという論理になってしまうのではないかとと思うのですが、この辺の条例とがちとしたものではないというのは、どういう立て分けをされて、局長としては今御答弁されたのですか。

◎（深川都市経営局長） 条例というのいろいろな条例がございまして、例えば、いろいろな手続を決めた条例あるいはまた、このようにやらなければいけないといった罰則を含めた条例もございまして、自治基本条例というふうに、その市政あるいはまた区政のある種の理念を定めた条例もございまして。そういう面で条例というのは、条例の策定の方法という面では幅があると理解しております。そういう面で今回の条例は、罰則とか禁止という条例ではなくて、あくまで横浜市の自治のあり方を一つのルールとして、こうした内容で宣言したという性格の条例であると認識しております。

◆（牧嶋副委員長） 私も、これから条例という名がつく議案が出てきた場合には、ぐにやぐにやなのか、それともきちりとしたものなのかというのを事前に聞いて表題を見ないと、中の審議ができないのではないかと考えています。

先ほどから気になっている民主主義のルールという表現ですが、僕は主権在民という言い方で民主主義を教わってきました。要するに、人々が物を選んでいく、一番いいものを選択していくということだと思っております。箱をつくって、その中に詰め込んで、その形にしようというものではない。自由の発露だと教わってきました。

私は昭和21年生まれです。要するに、民主主義の中で生まれてきた団塊の世代の最初にいるのですけれども、私がきのう資料請求したのは、きょういただいた資料の中の5番。ごらんいただくと、昭和26年、平沼亮三市長時代、ちょうど私が小学校に入るころだったと思いますけれども、この時代の15代から現在の29代まで横浜市の歴代市長が書いてあります。

ここで多選と言われている部分でいきますと、多選が3期以上ということが決まっているのかどうか僕もわかりませんが、飛鳥田市長が社会党の党首に請われるまでの間が4期ということですから。そうやって考えていくと、横浜市民というのは、もし3期以上を多選と考えた場合、非常にバラ

ンスのとれた市長のとらえ方をしているという思いがします。これについては、決めることによって民主主義を守ろうとするのか、市民の市長を選ぶ意識の方が、世界に開かれた横浜市的なのかという思いがしないでもないのです。要するに、横浜市民が選んできた期数の部分と、ぐずぐずなのかもしれませんけれども、箱を決めてしまう部分と、これはどちらが民主主義的だと局長はお考えでしょうか。

◎（深川都市経営局長） どちらが民主的ということはなかなか難しいと思いますが、多選の議論の中では、多選は法律などで禁止するのではなく、それは有権者が決めればいいのかといった議論もございませぬ。それはまさしく多選の定めを入れないで、そのこと自体は有権者が選挙でやればいいのかといった議論もございませぬ。しかし横浜市のような非常に大きな都市において、こうした人口の多い大都市の場合には、選挙民と首長のくくりが非常に長いと申しますか、多いこともございませぬ、政令指定都市とか都道府県の場合には多選の首長の状況というのが非常にわかりにくいこともあって、多選禁止といったものを設けるべきではないかといった有識者の意見もございませぬが、その辺はまさしく議論のあるところであると思います。

◆（牧嶋副委員長） 深川局長は民主主義のルールにこだわりますか。深川局長は民主主義のルールという言葉がこの委員会の中で6回ぐらい使っているのですけれども、これは間違っているのではないですか。

民主主義のルールというのは大変きれいな言葉なのです。みんなが納得する、安心できるような、山に緑がある、赤くてきれいな花が咲いている。言葉自体、物すごく魅力のある言葉だと思います。それを使って、そのルールが破られてしまうからだという表現をされるのは、僕は違うのではないかという気がするのですけれども、深川局長の民主主義のルールというのはどういう意味ですか。

◎（深川都市経営局長） 民主主義の目標とするところは、まさしく人民の自由とか平等ですね。あるいは今牧嶋副委員長がおっしゃられました主権在民というのが、ある種の民主主義の目標とするものだと思います。しかし極論を言いますと、性善説というようなことではなくて、性善説でいけば、率直に申し上げまして、法律などは要らないわけです。しかしそれを放置しておくとな非常に民主主義の危険性が増すというようなことがございませぬ、法律というものによって、そうした民主主義の危険を防止するようなある種の仕組み、システムというものを設けていく。その一つが、ある面では法律だと思います。そういう意味で私は、ある種の民主主義のルールというふうに申し上げたものでございませぬ。

◆（牧嶋副委員長） 一点だけ局長にお話をします。私は自分が全能だと思っていませんけれども、今の局長の答弁は、議事録がきちんとでき上がったときに、要するに、お知り合いの方に私の民主主義論ですという形でお見せしたときに、きっと笑われると思います。僕は今の話を聞いてそう思いました。

その話は夜中になってしまうといけぬからやめますが、次に弊害という言葉で資料5の表を見ました。上から順番に、平沼市長、在任期間が8年。この中で不祥事と言われている汚職、横領事件等が10件ありました。年数を分母にして、件数を分子にしてパーセンテージを出してみた。平沼市長のときは論外ぐらいすごかった。次に多かったのが細郷市長のときです。在任期間が12年で9件。3番目が中田市長です。在任期間は5年で3件。多選というよりも、個人のモラル、ルール、それから全体の士気の問題ではないのかと見えたのですけれども、多選で不祥事等が起きてくるということに対しての深川局長の御見解を伺いたい。

◎（深川都市経営局長） このデータ自体の限界、これは部長級の資料という制約がございませぬが、いずれにせよ、多選の弊害と一般的に言われている話は、こうした不祥事だけではなくて、先ほど来ございました人事の硬直化とか、いろいろ弊害と思われるような事象がございませぬ。そういう意味で、あくまで権力が集中するところに長い間いるとそういう弊害が起りやすいという、あくまで定性的な意味合いでの議論だと理解しておりまして、実際に表を見て何件だからといった議論ではないかと理解しております。

◆（牧嶋副委員長） お話を聞いていると、たればの世界とか、空論の世界とか、出てきた数字の根拠を、出てきた数字だからと我々が一生懸命それを信じて物を考えていくと、そうではないと。要するに、分母、分子で考えていくと、分子の方がどんどんあいまいにされてしまうような気がしてならないのです。本気でこれをやるのだったら、何が不祥事で、その結果こうなのだ。だからやっているのだ。それは、もしかしたら多選ということではなくて、職員の士気が、今も部長職の話がありましたけれども、皆さんがずぶずぶなのではないか。そういう感覚に今何となく聞こえてきてしまうのですけれども、これはお答えはいたしません。というのは、言っても、また何か虚しくなるような気がします。

ぜひこの問題を論議しようということでございましたら、私も、きょう家に帰って一生懸命自問自答しながら考えてみたい、だって家に帰ったらそれしかないもの。女房に言ってもしょうがない話だから。それは自分の置かれている立場が、何をこれから発言していけばいいのか、何を見ていけばいいのか。それが市民のためにどこに役に立ち、市民のためにどう貢献できるのかということを考えながら自問自答してみたいと思うのですけれども、局長らしからぬ御答弁だったという気がしてなりません。ぜひまたゆっくり話をしましょうというのもおかしな話かもしれませんが、ぜひこの民主主義の部分について、それから弊害という部分について、もっときちんとした定義をつけてコンパスポイントをやっておかないと円は丸くかけないのではないか。こんな気がいたしますので、ひとつまたゆっくりお考えいただきたいと思っております。

◆（大貫委員） 今の牧嶋副委員長の話で数字だけはっきりさせなければいけないと思っているのだけれども、資料5で処分の件数ね。処分の件数といえば、処分をいっぱいしておりますから、このところ日常茶飯事にいろいろな形で新聞に出ている。この処分の件数というのは、すべて市長がかかわったものでいいのですか。

◎（深川都市経営局長） 下の方にコメントがありますが、あくまで地方公務員法に基づく懲戒処分のうち、市長部局において部長級以上が懲戒処分された案件を集計したものでございます。

◆（大貫委員） そうなのです。だから部長級以上だけれども、市長がかかわっていないものもあるわけだね。今回のように市長がかかわったのはどれぐらいあるの。余計なことだったかな。

（「いや、いいことだよ」と呼ぶ者あり）

◆（大貫委員） 市長にかかわってですよ。

（「間接的にしても、市長が犯罪に加担したものということだよ。何言っているのだ。それが書かれなければしょうがない」と呼ぶ者あり）

◎（深川都市経営局長） そういう面ではございません。

◆（大貫委員） そうすると、これは数字的におかしな話になってしまう。市長にかかわって処分された者となると、中田市長のことだけになってしまいますね。いかがですか。

（「そういうことになってしまうよ」と呼ぶ者あり）

◆（大貫委員） 間接的にもだよ。中田市長だけですと聞いています。

○（田中委員長） 大貫委員、もう一度申し上げます。

◆（大貫委員） 今こういう数字を見せてもらったら、部長級以上の者で処分された者となっているのだけれども、市長に間接的、直接的にでもかかわった事件で処分された者についてはどれぐらいあるのですかと言ったら、ないと。そうしたら、今回のそこで言えば中田市長の3件。これ以外にないですねと聞いたのです。そうですかと事実を聞いた。

○（田中委員長） わからない点があったら大貫委員に聞いてください。

（「よく知らないのだよ。これで進んでしまっている」と呼ぶ者あり）

◎（深川都市経営局長） 一番下の選挙関係の1件というのが前回の町田事件のことでございますが、それ以外につきまして、市長がいろいろな面で、間接的な意味も含めまして、かかわったということはございません。

◆（大貫委員） さっきからの続きになってしまうから言わないけれども、菊池さんの場合には、こ

これは間接的に菊池さんの発言の中で市長にかかわった発言をしているわけだね。そうすると、このデータを見ると、中田市長から上は全部なし。ゼロ。中田市長の1件だけということになってしまう。そうしたら、これは完全に、こういった多選の問題で起きたものではないというのは、この資料ではっきりしてしまった。いかがですか。

◎（深川都市経営局長） 先ほども申し上げましたように、多選イコール不祥事とパラレルにあらゆるものが連結する話ではございません。多選の弊害というのは、不祥事にかかわらず、いろいろな事象の中で多選の弊害ということが言われているということでございますので、不祥事だけを取り上げて、この分で何件、何件といった比較の中で、そこだけを御議論されるのはいかがなものかと思っております。

◆（大貫委員） 自分で言ってください。首長の多選の見直しに関する調査研究会の報告書では、そういった処分の問題を含めた問題が起きているわけだ。お互いになれ合ったりして、いろいろな問題が起きていますということを言っているわけだから、そういう人たちの処分というのは、そういったことにかかわってくることだね。

それは今何回も言ってもしようがないのだけれども、資料5の表を見て、市民の皆さんはきちんと判断しているのです。3期、4期、5期と、飛鳥田さんのことは別にしても、市民の皆さんはきちんと自分たちで、必要ならば3期も4期も選ぶだろうし、3期で拒否している場合もあるしね。だからこれはまさにこちらから決める問題ではなくて、市民の皆さんに任せる問題だよ。これは意見として言うておきましょう。

◆（太田委員） 結論的な考え方なのだけれども、何で今なのかというのは一般的にも言われていることね。必要性。横浜市の中田市長は3期以上はやらないと言っているから、3期まであと7年ぐらい残っている。それから新しい市長が選ばれて3期やったとして、この条例が通ったとして、この条例を適用するか、しないかという局面に立つのは今から20年後なのよ。

（「ああ、そうだね」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） 何で国でも検討しているのに、20年先に使われるか使われないかわからない条例を今審査するのかということもわからない。

（「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） 何で今出すの、だれも該当する人がいないし、今言ったように20年先でなければだれも該当しない。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） そんなものをまじめになってやっている方がおかしい。そのときには憲法も何もみんな変わってしまうかもしれない。正直言って、20年先ですよ。

（「道州制もある」と呼ぶ者あり）

◆（太田委員） そうでしょう。何でそういうことの必要性を、今どうしてもこれをやらなければいけないということになってしまっているの。

◎（深川都市経営局長） 理由はいろいろございますが、総務省の中に研究会が発足して、実はいろいろな議論がなされるわけです。その中で、それぞれの自治体の事情に応じて、自分でそうしたものを決められるようにしていきたいということが、まさしく分権の主張に合致するということのねらいもございます。そのまま放置しておきますと、全国一律の法律で決められるおそれも非常に大きいことが予想されますので、そうした意味も含めまして、あえて今回といったことがあると思います。

◆（太田委員） 議論はもう伯仲してしまっただけけれども、要するに、憲法に違反している、違反していない、違反するかもしれないし、僕なんかわからない。いろいろな問題が吹き出ている中で、あえて使われもしない条例を先駆けることが地方分権にいいのだという考え方も、考えてみれば変な話ですよ。くどいようだけれども、道州制が導入されたりして、そのときに横浜市はないかもしれない。いろいろなことが起こるわけだ。それで全く使われない、20年たっても使われないかもしれないそんな条例はあるのか。前代未聞だと思います。意見として。

◆（飯沢副委員長） 先ほど来、憲法論とか、いろいろ出ていますけれども、私は今の市長が市長になる前から、民主党がそういうルールをつくったということで、横浜市では多選禁止すべきではないかという意見を申し上げてきたのです。法律論は大事ですが、これは政治論というか、先ほど民主主義の議論があったのですが、この世界に入ってよくわかったのは、我々の声が当局に届かない。私も実は外郭団体にいたのですが、その当時の市長は細郷さんであり高秀さんだったのですが、我々は外郭団体で企業と接している、あるいは市民と接している。横浜市はこうすべきではないかということ課長なり当局に伝えようとしても全然聞く耳を持たない。それで市政が成り立つのかどうかといった思いがありました。

そのときには既に期を重ねていた市長ですから、役所の担当部局の部長でさえ市長を天皇陛下のような扱いをしている。あるいは神様のように、ほとんど口がきけないということが私は現実問題としてあったのですけれども、民意をどう吸い上げて、それを施策に反映するか。大規模な都市ほど多選については慎重に神経を使って決めていかなければいけない。

先ほど私は投票率について申し上げましたけれども、選挙をやってもほとんど参加しない。選択肢が提供されない。民主主義の一番大事な選択肢が提供されない市長選挙にだれが行きますか。そのあたりを横浜市から問題提起していくことが必要ではないかということで、市長選挙を何回かやりまして、私も応援しました。中田市長はマニフェストの中で真っ先に、それは大事なことだということで公約に掲げて当選した。それを掲げて当選したから、すぐやらなければならないというほど私は短絡的に考えていないけれども、自分の在任中にやるということです。それは政治家として公約実現の努力をしようというのはわかります。最終的にどうなるかわかりませんが、民主政治がどうあるべきかということ横浜市で議論しながら、今の状況の中で決めていくことは大事だと思いますし、また一緒に議論したいと思います。

○（田中委員長） 他に発言もないようですので、この際、お諮りいたします。

本日のところは継続審査とし、後日、追加質疑と各会派の意見表明の後、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

この際、お諮りいたします。

都市経営局関係の議題及び行政運営調整局関係の議題がまだ残っておりますが、本日の審査はこの程度にとどめ、次回の委員会において審査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

以上で都市経営局関係の審査は終了いたしました。

それでは次回の委員会日程でございますが、20日水曜日、午前10時より本日より同じ会議室において開会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、文書による通知は省略いたしますので、御了承願います。

また、本日までに配付いたしました関係資料は当日御持参願います。

次回は行政運営調整局関係の審査を行いたいと思いますので、御了承願います。

△閉会宣告

○（田中委員長） 以上で本日の議題はすべて終了しましたので、委員会を閉会いたします。

△閉会時刻 午後2時57分

都市経営・行政運営調整委員会

委員長 田中忠昭

◇出席委員 12人

委員長	田中忠昭君（自民党）	副委員長	牧嶋秀昭君（公明党）
副委員長	飯沢清人君（民主党）	委員	木村久義君（公明党）
委員	加藤龍昭君（自民党）	委員	大貫憲夫君（共産党）
委員	田野井一雄君（自民党）	委員	米盛裕子君（ネット）
委員	山田一海君（自民党）	委員	太田正孝君（無所ク）
委員	片桐紀子君（民主党）		
委員	中島憲五君（民主党）		

◇欠席委員 なし

△市第74号議案の審査、採決

○（田中委員長） 都市経営局関係の審査に入ります。

前回に引き続き、市第74号議案を議題に供します。

市第74号議案 横浜市長の在任期間に関する条例の制定

○（田中委員長） 先日の委員会におきましてお諮りいたしましたとおり、この際、特に御質問がありましたらどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） それでは、これより各会派の意見表明の後、採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（田中委員長） 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

それでは自民党より順次意見表明をお願いいたします。

◆（山田委員） 市第74号議案については反対です。

◆（片桐委員） 横浜市の条例案の中の3期を超えて存在しないものとするというのは、総務省の見解では法に抵触していないということで、これは市長がおっしゃっているとおり、横浜市の自治体としての意思を表明するという宣言であると同時に、国の法制化をうながす効果があると思います。

何よりも多選で問題とされているのは、やはり長期にわたれば今までいろいろ指摘されているような弊害が出てくるわけで、例えば、権力が集中しますと恣意的な人事が行われたり、あるいは組織、機能も硬直化しやすいということで、市長部局だけでなく、また議会にとっても緊張感が薄れる可能性も高くなるということで、よくないと思います。

当事者に苦言を呈する者も少なくなつて、情報が入らなくなることによって適切な判断がしにくくなるということで、結局は民意が反映されない。また、日常の行政執行が当事者の選挙宣伝ということにもなり、現役有利ということで、新しい人が当選しにくくなるという弊害が指摘されています。

不祥事は、もちろん1期でも2期でも起きているということですが、逆に言えば、それだけ権限が集中するポストということです。もちろん一番の問題は当事者の人間性や資質によるものであることに変わりはありませんけれども、長期間続けば、それだけそういった状態に陥る可能性が必然的に高くなるものと考えられます。

また、さまざまな団体や組織とのしがらみというものが出てくることも考えられます。政策的にも、ある一定程度の期間で市政に新風を吹き込んで、方向転換あるいは見直しといったものも必要で、そういった意味でも、期限を区切ることは大切であるというふうに思っています。

さらに、地方分権の観点からも、みずからのルールはみずからが定めるべき。横浜という大都市で多選を制限するという意義は非常に大きいものと思います。

冒頭申し上げましたように、国でも多選の問題について、法改正を含めての議論をするという調査

会を立ち上げているということですから、それを促進させる意味でも、ぜひやっていくべきだと私も考えております。賛成です。

◆（木村委員） 我が党は、過日の委員会でいろいろ御意見を申し上げました。

まず、争点の中で、憲法の保障する基本的人権との関係、公職選挙法との関係、それから憲法及び地方自治法の定める条例制定権との関係、これをつぶさに審査させていただきました。その中で特に、この条例の条文の中にあります3期を超えて存在しないものとするところについて、いろいろ御質問をし、きちっと問いただしたところ、これは禁止条例なのか自粛条例なのか極めて理解に苦しむということで、総合的に判断いたしまして、我が党としては賛同しかねるということでございます。

我が党の立場は、あくまでも3期以上については総合的に人物を判断するというのを党是としておりますし、ことしの予算代表質問でも私みずからが本会議で質問させていただきましたので、これを超えないということの判断をいたしまして、再度申し上げますけれども、この条例については賛同しかねるということでございます。

◆（大貫委員） 私どもは、主権在民の立場からこれには反対です。

この間の論議の中で、先ほどお話があったけれども、多選による不祥事、いろいろな弊害については、まさに多選によるものなのか、さらには首長の持つ個性の問題というか、資質の問題にかかわってくる問題だと思っています。特に、何といたっても、そういう弊害や不祥事といった淀み等が生まれてくる理由について、議会側のチェック機能の後退というか、不備というか、非常に弱まっているという事態もあると思います。

そういった点や議会の立場から考えても、議会そのものが首長の談合等の犯罪を許さない。そういう立場でのチェックが必要だというふうに改めて思っています。

◆（米盛委員） 私どもネットワーク横浜市議員団は本議案に賛成いたします。

多選は必ず不祥事を引き起こすというものではありませんが、絶対権力は絶対に腐敗すると言われるように、多選によって不祥事、人事の偏り、それに伴う組織の硬直化と職員士気の低下など、弊害が起こることはよく見られることです。

ことに、いわゆる大統領制をとる自治体の首長権力は絶対化するおそれを常にはらんでいます。権力が集中する政令市、しかも大横浜であればなおのこと、市長権力の絶対化に対してさまざまに歯どめをかけることが必要だと考えます。首長の多選禁止については、国で法改正の機運が高まっているので、それまで待とうというのではなく、機運が高まっている今だからこそ、横浜市が主体的に、今回のように自治体としてのみずからのあるべき姿を決定していく本条例の制定は、分権時代に求められる地方自治体の役割に沿ったものと考えます。それで賛成ということです。

◆（太田委員） 無所属クラブといたしましては、まだ全員の合意というのが形成されておられませんので、きょうは私、太田正孝として意見を申し上げたいと思います。

3選を限度として4選目に入ると、すなわち政治に悪事が行われるのだと。したがって、これをさせないことが公共の福祉に合致するのだという合理的な理由も見出すことができません。そういう中で、あくまでも選挙は市民の自由意思によって行わなければならないという民主主義の基本に立てば、この条例案は受け入れることができないと思います。

それから、市長は立法の趣旨について、この条例をもって4選目は自主的に立候補させないのだとお述べになっておられますが、またさらに、これは禁止条例だとも記者会見で述べておられます。これらはいずれも立法の趣旨を述べていますが、そのことはいずれも自由選挙の基本的人権を阻害して、憲法に抵触すると思われまふ。したがって、そのような条例は制定できないものと考えます。

さらに、市長は、いや、宣言だとも言っている。宣言ならば宣言とすればよいのであって、条例として制定することはなじまない。したがって、反対であります。

○（田中委員長） 意見表明が終わりましたので、採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

市第74号議案につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

○(田中委員長) 挙手少数。

よって、市第74号議案につきましては原案否決と決定いたします。

【自由民主党】

都道府県知事、政令指定都市市長の選挙での候補者推薦は「3期12年」までとする。

時事通信（平成 18 年 11 月 9 日付）より抜粋

推薦「3期12年まで」を決定一福岡県知事選が適用第1号か一自民党

自民党は9日午前、党改革実行本部（本部長・石原伸晃幹事長代理）総会を開き、都道府県知事と政令指定市長の選挙での推薦を3期12年までとする多選制限策を決めた。10日の総務会に報告の上、選挙対策要綱を改正する。実施は来年1月1日からで、麻生渡福岡県知事が4選に意欲を示す来年春の同知事選が初適用となる見通し。

時事通信（平成 19 年 6 月 8 日付）より抜粋

知事、政令市長は4選禁止一一般市町村長は条例に委ねる一自民小委

自民党党改革実行本部の首長多選問題小委員会は7日、都道府県知事と政令市長の連続4選以上の立候補を一律に禁じる一方、一般市町村長については制限の是非を含めて各自治体の条例制定に判断を委ね、根拠規定だけを設ける方向で法改正を検討する方針で一致した。参院選の党公約に盛り込む。党内で議論を深め、秋の臨時国会への地方自治法改正案提出を目指す。同小委は総務省の有識者研究会が連続3選以上を法律で制限することは憲法上可能とする報告をまとめたのを受け、首長の多選を法律で制限する是非や内容をめぐる議論を本格化した。（中略）

都道府県や政令市といった大規模自治体の首長については一律に制限する方針で一致した。制限対象とする期数は、既に同党の内規で公認・推薦を3期12年までとすることを決めたと同じく、「概ね10年を超えてはならない」との意見で合意。任期を5年に改め、2期までとする案も一部が出たが、今の任期のままで4選以上を禁止する方針を確認した。

参院選 政策パンフレットー成長を実感に！（平成 19 年 6 月 28 日）より抜粋

<政治改革・党改革・国会改革へ不断に努力する>

031. 首長の多選禁止

首長の多選による権限の肥大化を防ぐため、知事や政令指定都市市長の4選目については、党公認推薦を行わないこととしているが、連続4選目の立候補の禁止を法制化するとともに、一般の市町村長の多選については、条例により禁止できるよう慎重に検討を進める。

【民主党】

- ・都道府県知事、政令指定都市市長の選挙での候補者の推薦基準について、
「①原則として満70歳を超えないこと、②4選目は推薦しないこと」とする。
- ・それ以外の市町村長選挙の場合はこの基準を参考とする。

毎日新聞（平成 13 年 10 月 2 日付）より抜粋

民主党：知事選、政令市長選の候補者推薦方針決定一常任幹事会

民主党は2日の常任幹事会で、都道府県知事選と政令指定都市市長選の候補者の推薦基準について、「立候補届け出において、原則として満70歳を超えない。4選目は推薦しない」との方針を決めた。ただ、都道府県知事選と政令指定都市市長選以外の市町村長選などの候補者の推薦は、この基準を参考して選考するとの内容にとどめた。

【公明党】

- ・地方自治体首長の候補者推薦は「原則3期まで」とする。

時事通信（平成 18 年 11 月 2 日付）より抜粋

首長は原則3選まで一公明党

公明党は2日の中央幹事会で、地方自治体首長の多選問題について、同党が1998年に決めた「候補者推薦は原則3選まで」とする首長選挙の基本的な考え方を再確認した。近く都道府県本部に通達する。